

第 4 次行財政改革大綱アクションプラン（平成28年度）取組結果一覧【本部評価】

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第 4 次行財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度の取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆) | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|-----------------------|----------------------|--|---|--|-------------------|------|---|
| 1 | 【主要】事務事業評価の効果的運用 | 企画政策課 | ○評価対象事業を再精査したうえで、事業の優先度、必要性、内容の適切さ等の観点から、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しを図る。 ○評価結果に対するフォローアップを実施する。 | 総合計画事業の的確な進行管理と限られた行政資源の適正配分・有効活用を行うため、事務事業評価を実施する。 | ◇平成27年度に実施した施策評価結果に基づく計画事業、個人向け補助金・負担金など、52事業について事務事業評価を実施し、事業の改善・見直しや評価結果を踏まえた平成29年度予算への反映など、一定の成果を上げた。 ◆評価後の速やかな対応及び予算への着実な反映が課題であり、より効果的・効率的な評価の実施に向けて、行政評価制度の見直しを検討する必要がある。 | — | B | 計画的に行政評価制度の運用がなされているが、評価結果に対する改善・見直しや予算への着実な反映など、課題もある。行政評価制度の見直しを行い、より効果的かつ効率的な制度とすること。 |
| 2 | 予算編成業務改革 | 財政課 | ○行政評価制度と連携した予算編成を実施する。 ○総合計画実施計画及び新規レベルアップ事業の事前調査結果を踏まえた予算編成を実施する。 ○財政健全化に向けた予算計上基準に基づく予算編成を実施する。 ○公会計制度を活用した予算編成を実施する。 | ○行政評価結果の予算への反映を徹底するとともに、影響額の大きな案件は、予算要求前に個別調整を実施する。新年度予算への反映が困難な場合には、見直しのスケジュールを明確にし、予算への確実な反映を担保する。 ○7月の政策調整会議を活用して課題・問題点を事前に整理し、予算編成における政策協議の機会の確保と編成作業の効率化を図る。 ○経常収支比率の改善に向けて新たな取組を検討し、予算編成方針と合わせて、周知徹底を図る。 ○公会計制度の活用に向けて、複式簿記の知識向上と合わせて、仕訳マニュアルの作成、ソフトウェア機能の把握や各種分析データの活用についての検討を行う。 | ◇行政評価結果を予算に反映させる取組を継続実施し、「見直しを行うもの」、「段階的に見直しを行うもの」、「翌年度以降の予算への確実な反映を担保するもの」を明確にし、一定の成果を上げている。 ◇7月の政策調整会議において、主要な事業等の進捗について確認するとともに、政策調整会議での議論を踏まえ、予算編成前に方向性を示すなど、一定の成果を上げている。また、新規レベルアップ事業についても事前調査に基づき、部内調整、理事者調整を行い、予算編成前に方向性を示し、予算要求へ反映させた。 ◇予算計上基準の見直しを行うとともに、経常収支比率の改善に向けた新たな取組として、経常収支比率調査票を作成し、部ごとの適正な予算計上に向けて管理・調整を行った。 ◇公会計制度導入に向けたシステム整備を進めるとともに、ソフトウェアの機能や各種分析の活用について検討を行った。 | — | A | 予算計上基準の見直しや各部署単位での経常収支比率の管理・調整など、見直しが図られている。引き続き財政の健全化に向けた取組を進めるとともに、将来需要への対応に向け各種基金残高の回復にも努めること。 |
| 3 | 【主要】公共施設等総合管理計画の策定・推進 | 企画政策課・管財課・建築営繕課・関係各課 | ○公共施設等マネジメント基本方針を踏まえ、公共施設の適正配置等に関する基本計画を改定し、公共施設等総合管理計画を策定する。 ○公共施設の適正配置等に関する基本計画及び個別計画に基づき、公共施設の適正配置・有効活用と効果的・効率的な施設維持管理に向けた取組を推進する。 | ○公共施設の適正配置等に関する基本計画及び公共施設保全計画を改定し、公共施設等総合管理計画を策定する。 ○公共施設の適正配置等を推進するための実行計画の進捗管理及び策定を行う。 ○ファシリティマネジメントの構築に向けて固定資産台帳の整備を行う。 | ◇公共施設の適正配置等に関する基本計画及び公共施設保全計画を改定し、平成28年9月に公共施設等総合管理計画として策定した。 ◇公共施設等総合管理計画に基づき、各課における公共施設の適正配置を推進するための実行計画として平成29年3月に「公共施設等マネジメント実行計画<平成29～31年度>」を策定した。 ◇ファシリティマネジメントの構築に向けて、国から示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づく固定資産台帳の整備に取り組んだ。 | — | A | 計画的な取組が進められている。引き続き「公共施設等マネジメント実行計画」に掲げた取組を推進するとともに、ファシリティマネジメントの構築に向けた検討を進めること。 |
| 4 | 【主要】使用料・手数料の適正化 | 企画政策課・関係各課 | ○使用料・手数料等について、定期的に検証し、見直しを行う。 ○使用料・手数料等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。 ○公共施設駐車場有料化の拡大を検討する。 ○市民交流施設、公民館等の無料施設の受益者負担導入について検討する。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料等の検証を行う。 | 公共施設使用料・手数料等について、原価計算等を基に定期的に検証し、見直しを図る。 | ◇建築基準行政事務移管に係る事務手数料について、使用料等審議会へ諮問、答申を踏まえて条例改正を行った。 ◇コンビニエンスストア等におけるマルチコピー機による証明書交付に係る事務手数料について、使用料審議会へ諮問、答申を踏まえつつ、コンビニ交付の活用をより一層浸透させるため、現行の窓口交付手数料より一律100円減額した手数料とし、条例改正を行った。 ◇エコプラザ西東京施設使用料、文化施設使用料、スポーツ施設使用料について、定期的な見直しを実施、原価計算結果及び近隣自治体の状況、審議会の意見等を踏まえ、現行の使用料を継続することとした。 | — | A | 適切に取組が進められている。引き続き受益者負担の適正化に向けて、原価計算等に基づく使用料・手数料の定期的な見直しを行うこと。 |
| 4-1 | 施設使用料の適正化（フレンドリー） | 障害福祉課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料等の検証を行う。 | 適正な使用料を算定するため、指定管理者制度の導入後におけるサービス提供コストを算出し、正確な原価計算を行うための情報収集を行う。 | ◇使用料算定の基礎資料として原価計算を行うとともに、「フレンドリーまつり」など、地域との交流事業の実施や喫茶コーナーの効果的な運用等により、障害者総合支援センターを積極的に周知する取組を実施し、利用率の向上を図った。 | — | A | 地域との交流事業の実施など、施設利用率の向上に向けて積極的に取り組んでいる。施設使用料の定期見直しに向けて、引き続き検証を行うこと。 |
| 4-2 | 施設使用料の適正化（文化施設） | 文化振興課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料の検証を行う。 | 西東京市民会館、コール田無について、使用料の原価計算を行うとともに、近隣自治体の類似施設等の状況を把握し、使用料の定期見直しに向けて検証を行う。 | ◇西東京市民会館、コール田無について、原価計算を行うとともに、近隣自治体の類似施設の状況等を調査・検討し、使用料等審議会において議論した。原価計算結果及び近隣自治体の状況、審議会の意見等を踏まえ、現行の使用料を据え置くこととした。 ※付帯設備料金等については、原価償却等の影響も踏まえ、引き続き適正化に向けた調査・検討を行う。 | — | A | 現行の使用料を据え置くこととしたが、引き続き効率的な管理運営に努めるとともに、施設使用料等の適正を図っていくこと。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|-----------------------------|------------|---|---|--|--|------|--|
| 4-3 | 施設使用料の適正化 （スポーツ施設） | スポーツ振興課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○スポーツ施設駐車場の有料化について、関係課と調整する。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料の検証を行う。 | ○次期指定管理者の公募に向けて、各スポーツ施設の原価計算を行うとともに、近隣自治体の類似施設等の状況を把握し、使用料の定期的な見直しに向けた検証を行う。 ○南町スポーツ・文化交流センターきらっと駐車場について、関係課と調整・検討する。 | ◇施設使用料の検討に向けて、各スポーツ施設の原価計算を行い、検証を行った。 ◇使用料等審議会において、市内スポーツ施設の概要、利用状況、原価計算結果について中間報告を行った。使用料の見直しについては、近隣市におけるスポーツ施設使用料、民間施設使用料など、最新の状況を調査し、比較検証を行ったうえで、改めて使用料等審議会で議論することとした。 ◇スポーツ施設駐車場について、これまでの経過や現状、課題等を確認するとともに、関係課による検討を行い、他の公共施設駐車場と合わせて考え方を整理したうえで、方向性を決定することとした。 | — | A | 施設使用料について、現行の使用料を据え置くこととしたが、審議会の意見等を踏まえ、引き続きスポーツ人口の拡充及びスポーツ参加機会の充実を図るとともに、より効果的・効率的な施設運営について検討を進めること。 |
| 4-4 | 施設使用料の適正化 （いこいの森公園駐車場） | みどり公園課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料の検証を行う。 | 西東京いこいの森公園駐車場の使用料について、定期的な見直しに向けて、調査・検証していく。 | ◇西東京いこいの森公園駐車場について、利用状況や近隣施設の使用料の調査・検証を行った。指定管理者制度導入後、自主事業の実施や市民協働の推進により駐車場利用者は増加している。 ※駐車場施設について計画的な維持補修を行う必要がある。 | — | A | 駐車場の効果的な運営や使用料の定期的な見直しに向けて、引き続き検証を行うとともに、計画的な維持補修を実施し、維持管理経費の平準化を図ること。 |
| 4-5 | 施設使用料の適正化 （エコプラザ西東京） | 環境保全課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○講座室・多目的スペースの利用促進、効果的な運営を検討する。 ○エコプラザ西東京の駐車場の有料化について検討する。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料の検証を行う。 | ○使用料の定期見直しに向けて、近隣類似施設の利用状況を調査し、使用料の原価計算を行う。 ○多目的スペースの一般利用を試行的に実施し、利用状況等の検証を実施するとともに、平成29年度から講座室を含めて一般利用を可能とするよう、所要の調整等を図る。 ○エコプラザ西東京駐車場について、関係課と調整・検討する。 | ◇エコプラザ西東京について、原価計算書、近隣自治体の類似施設の状況等を調査・検討し、使用料等審議会において議論した。原価計算結果及び近隣自治体の状況、審議会の意見等を踏まえ、現行の使用料を据え置くこととした。 ◇多目的スペースの一般開放について、引き続き試行実施するとともに、講座室も含めた一般開放の実施に向けた検討を行った。 ◇エコプラザ西東京駐車場について、関係課による検討を行い、これまでの経過や現状、課題等を確認するとともに、他の公共施設駐車場と合わせて考え方を整理したうえで、方向性を決定することとした。 | 67.8% 【目標数値】 多目的スペースの利用率：65% | A | 多目的スペースの利用率向上が図られている。施設使用料については据え置くこととしたが、講座室・多目的スペースの利用促進と効果的な運用に努めること。 |
| 4-6 | 施設使用料の適正化 （学校施設） | 社会教育課 | ○施設の使用料について、定期的に見直し適正化を図る。 ○消費税増税（10%導入時）に向けて施設使用料の検証を行う。 | 使用料の定期見直しに向けて、学校施設の利用状況等について検証し、使用料の適正化を図る。 | ◇定期見直しに向けて、学校施設の利用状況や近隣自治体等の使用料改定状況等について調査・検討し、使用料等審議会において議論した。原価計算結果及び近隣自治体の状況等を踏まえ、現行の使用料を据え置くこととした。 ※今後、新たに整備される学校施設の使用料を検討するに当たり、既存施設の使用料等を含め、考え方を整理する必要がある。 | — | A | 定期的に見直しに向けた取組が進められている。今後、整備の予定されている学校施設についても、施設の有効活用と施設使用料の適正化を図ること。 |
| 5 | 【主要】サービスの利用負担の適正化 | 企画政策課・関係各課 | 各種サービス負担について検証し、各種料金等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。 | 関係各課との調整・進捗管理を行う。 | ◇市民農園の利用者負担について、西東京農業振興計画推進委員会における審議結果を受け、見直しに向けた調整を行うとともに、使用料等審議会への報告を行い、受益者負担の適正化の観点から意見を伺った。 | — | A | 引き続き適正なサービスの利用負担について検討し、受益者負担の適正化に向けた取組を進めること。 |
| 5-1 | 高齢者福祉サービス等の効果的な運用と利用者負担の適正化 | 高齢者支援課 | ○各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平性に留意し、事業内容や利用者負担の適正化を行う。 ○介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について、効果的・効率的な運用と利用者負担の導入を検討する。 | ○各種高齢者福祉サービスについて、他市の状況を調査し、各種事業、サービス内容と効果的な運用について検討する。 ○トレーニングマシンの一般開放について、利用者負担の導入と効果的な運用について検討し、方針を決定する。 | ◇各種高齢者福祉サービスにおける対象者の要件と利用者負担との関係について、他市の状況を調査した。 ◇介護予防事業（トレーニングマシン一般開放）について、保健福祉審議会へ諮問し、当面の間、利用者負担を求めず事業を継続することが妥当であるとの答申を得た。 ※審議会からの附帯意見を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、フレイル予防の観点などを総合的に検証し、利用者負担をどのように位置付けるのかを検討していく必要がある。 | — | A | 審議会の意見を踏まえ、より効果的な事業実施に努めるとともに、引き続き負担の公平性に留意し、適正な利用者負担について検討していくこと。 |
| 5-2 | 検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化 | 健康課 | 各種検診・健康診査事業の効果的・効率的な運用及び利用者負担の導入について検討する。 | ○任意型検診の利用者負担に伴う住民周知および導入後の受診者変化等を検証する。 ○がん検診（任意2がん以外）について、他自治体における導入事例から受診率の変化、負担割合等を調査する。 ○対策型検診（法定）について、これまでの事業検証を活かした受診勧奨（胃・乳・子宮頸がん）を実施する。 ○市単独事業（5がん）について、引き続き受診奨励を実施する。2年に一度の検診である乳・子宮頸がんについては、受診率向上を目的に受診要件の変更（緩和）を図る。 ○平成29年度の健康づくり推進プランの中間見直しおよび平成30年度以降の後期計画実施に向け、平成28年度に市民アンケートを実施する。 | ◇任意型検診である前立腺がん検診及び喉頭がん検診における一部利用者負担を導入した。導入に当たっては、がん検診特集号の発行、医療機関窓口へのポスター掲示などを行い、混乱なく導入が図られた。 ※受診者は前年度比較で2割から3割の減少が見られるが、引き続き周知に努めるとともに、受診動向を分析する必要がある。 ◇任意2がん以外のがん検診の一部負担については、既に利用者負担を導入した自治体の導入前後の受診者数、受診率等の変化等を分析した。 ◇対策型検診については、「胃がん」・「乳がん」・「子宮頸がん」検診において、過去の受診歴の有無等により受診勧奨年齢層を区分して定期勧奨を実施した。 ◇2年に1回の検診である「子宮頸がん」・「乳がん」検診の受診対象を平成29年度から「年度末年齢偶数の者」から「前年度未受診者」に変更するに当たり、事務手順の確認及び変更に伴う財政負担等を検証した。 ◇健康づくり推進プランの中間見直しに向けて、平成28年11月に市民アンケートを実施、成人・母子調査のほか、子育て世代へのモバイル調査や食育関係のアンケートを同時実施した。 | 胃がん 6.7% 肺がん 6.1% 大腸がん31.8% 子宮頸がん 18.5% 乳がん 26.2% ※H28実績（速報値） 【目標数値】 がん検診受診率 胃がん 5.0% 肺がん 6.4% 大腸がん32.1% 子宮頸がん 17.9% 乳がん 21.4% | B | 目標とした受診率に達していながん検診もあるが、受診動向の分析に基づく受診勧奨の成果が見られる。大腸がん検診の大半は、特定健康診査と同時実施のため、両者ともに効果的な受診勧奨となるよう検証し、受診率の向上を図るとともに、引き続き各種検診等サービスの効果的な実施に努めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|-------------------------|--------------------|---|--|---|--|------|--|
| 5-3 | 利用者負担（保育料）の見直し | 保育課 | 利用者負担（保育料）について定期的に見直し、適正化を図る。 | 平成28年4月より新しい利用者負担（保育料）への切り替えを実施、9月には平成28年度住民税を根拠とした算定替えの賦課を行う。 | ◇平成28年4月より改正した利用者負担（保育料）での賦課を実施、9月の平成28年度住民税を根拠とした算定替えによる賦課についても滞りなく実施することができた。 | — | A | 計画どおり取組が進められた。持続的にサービスを提供していくためにも、利用者負担（保育料）について定期的に見直し、適正化を図っていくこと。 |
| 5-4 | 学童クラブ育成料の見直し | 児童青少年課 | 学童クラブ育成料について、定期的に見直し、適正化を図る。 | 他自治体の状況調査を実施し、学童クラブ育成料の適正化を図る。 | ◇平成28年4月より学童クラブ育成料（間食費を除く）の見直しを行った。 ※引き続き、他市における見直しの状況や見直し後の影響について調査・検証していく。 | — | A | 計画どおり取組が進められた。引き続き効果的・効率的な運営に努めるとともに、定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図っていくこと。 |
| 5-5 | 市民農園の負担金の見直し・新たな付加価値の創造 | 産業振興課 | 市民農園の負担金について、見直しを行うとともに、新たな付加価値として、農に対する興味や理解の向上が図られる取組などを検討する。 | ○農業振興計画推進委員会において利用者負担金の見直しについて協議し、改正に必要な手続きを行う。 ○市民農園肥培管理マニュアルの配布及び配布後の検証を行うとともに、新たな付加価値について農業振興計画推進委員会で協議する。 | ◇農業振興計画推進委員会における協議結果を踏まえ、平成29年度2園、平成30年度3園について利用者負担金の改定を行い、利用者負担の適正を図ることとした。 ◇新たな付加価値として市民農園肥培管理マニュアルを作成し、市民農園利用者へ配付した。 ※市民農園の利用者負担及び維持管理経費の抑制について、引き続き検討する。 | — | A | 利用者負担金の適正化に向けた取組が計画的に進められている。引き続き利用者負担金の適正を図るとともに、効率的な運営管理に努めること。 |
| 5-6 | 私道整備における受益者負担の適正化 | 道路建設課（道路管理課） | 私道舗装工事費用について、公共性の高さに応じた負担率による自己負担制度を検討・導入する。 | 私道整備における自己負担制度の検討・導入について、新たな受益者負担制度の調整を図る。 | ◇平成26年度に私道整備における自己負担についての考え方を整理し、道路形態に応じた補助率の設定などの検討を行った。 ◆最終的な導入時期や負担割合等について、引き続き調整を図る必要がある。 | — | C | 制度導入に向けた検討はされたものの、進捗が見られない。私道整備における受益者負担の導入に向けて引き続き調整を進めること。 |
| 5-7 | 占用料等の適正化 | 道路管理課（みどり公園課・下水道課） | ○道路占用料・下水道占用料・特定公共物占用料・公園占用料等について、固定資産税の評価替えを踏まえ、定期的に見直しを行う。 ○東京都や他市の状況を参考にしながら、市独自の占用料のあり方について、検討を進める。 | ○固定資産税の評価替えを踏まえ、定期的に見直しを行う。 ○東京都や他市の状況を調査し、市独自の占用料のあり方について検討する。 | ◇東京都や市独自の占用料を導入している自治体の状況等を調査検証し、市独自の占用料のあり方の検討に向けて、関係課との調整を行った。 | — | A | 平成30年度の占用料の定期的な見直しと市独自の占用料の導入に向けて、引き続き検討を進めること。 |
| 5-8 | 自転車保管料の適正化 | 道路管理課 | ○自転車保管料について、定期的に見直し、適正化を図る。 ○自転車保管所の効果的・効率的な体制を整備する。 | 放置自転車1台当たりの撤去保管に係る委託費・借地料等のコストを算出したうえで、自転車保管料の適正化について検証・見直しを行う。 | ◇放置自転車の防止・抑制に向けた啓発の一環として放置自転車の撤去・保管に関するコストを算出し、ホームページに掲載した。 ※保管料の適正化については、今後、自転車保管所の統合に向けた検討を進め、撤去・保管に関するコストを再検証したうえで見直しを進める必要がある。 | — | A | 自転車保管所の効果的な運営と放置自転車の防止・抑制に向けた取組が計画的に進められている。保管料の見直しに向けて、自転車保管所の統合を着実に進めていくこと。 |
| 6 | 【主要】国民健康保険特別会計の健全化 | 保険年金課 | ○医療費や医療制度等の動向を踏まえ、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、保険料の見直しを適切に行う。 ○国民健康保険料の改定計画を策定する。 ○医療費の適正化として、ジェネリック医薬品の利用促進等、データヘルス計画に基づき実施する。 ○窓口業務等の委託化について、先進市の状況を調査し、導入を検討する。 | ○「西東京市国民健康保険料のあり方について」（平成26年度国民健康保険運営協議会答申資料）の検証を踏まえ、「国民健康保険料の見直し」について諮問し、答申を得る。 ○国保広域化に向けた国・東京都の動向を注視する。 ○窓口業務等の委託化について、先進市の状況を調査し、導入を検討する。 | ◇国民健康保険運営協議会に「国民健康保険料のあり方について」諮問し、答申を踏まえた保険料率・賦課限度額の見直しにより、予算及び決算ベースの法定外繰入金が増減してきている。 ◇東京都連携会議への参加等により、国保広域化に向けた国や都の動向把握に努めた。 ◇窓口業務等の委託化の検討に向けて、平成27年度から窓口業務の民間委託を開始した自治体の状況等を把握した。 | 26市平均以上 【目標数値】 被保険者1人あたりの法定外繰入金額：26市平均 | B | 法定外繰入額の縮減に向けて着実に取組が進められているが、目標とする26市の平均水準には至らなかった。引き続き医療費の抑制等にも努めるとともに、窓口業務の委託化に向けた検討についても進めていくこと。 |
| 7 | 【主要】下水道特別会計の健全化 | 下水道課 | ○下水道審議会において、下水道使用料等の適正な水準を検討し、健全な経営を目指す。 ○公営企業会計への移行に向けて、固定資産整理、条例・規則等の制定、改正等、必要な準備を行う。 | ○下水道事業特別会計における一般会計からの基準外繰入の抑制に向けて経費削減を図る手法について検討する。 ○公営企業会計への移行にむけて、固定資産調査を実施する。 | ◇公債費の減少にともない、一般会計からの繰出金が減少している。 ◇公営企業会計への移行に向けた固定資産調査について、前年度までの情報を整理し継続して実施している。引き続き関係課・関係機関との調整を図っていく。 ◇公営企業会計への移行、次期下水道プランの見直し時期等も考慮し、下水道審議会の開催時期について検討を行った。 | 82.0% 【目標数値】 経費回収率：79.0% | A | 特別会計の健全化に向けた取組が進められている。引き続き公営企業会計への移行に向けた準備を進めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|--------------------------|------------|---|---|--|--|------|--|
| 8 | 【主要】人件費の抑制 （時間外勤務の縮減） | 職員課・関係各課 | ○職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 ○所属長による時間外勤務の適正な執行管理を徹底するとともに、時間管理等、業務改善に向けた施策について検討する。 ○柔軟な勤務体制の導入について検討する。 ○繁忙部署への応援体制について検討する。 | ○残業の縮減に向けた新たな対策の検討について、毎月の時間外勤務の進行管理を行いつつ、新たな縮減対策を検討する。 ○人事考課への目標導入について、平成28年度の試行導入に向け、導入対象者や目標値等について検討する。 ○勤務体制や繁忙期の効果的な応援体制を検討する。 | ◇時間外勤務の執行管理を三半期から4半期ごととし、より細やかな状況把握に努めた。 ◇安全衛生委員会において、これまでの時間外勤務抑制に向けた取組を検証し、ノー残業デーの実施、パソコンのシャットダウンに加え、新たな取組として「職員の20時退庁」の取組を2月20日より開始した。平成29年度には、ノー残業デーの達成状況の公表や「職員の20時退庁」に伴うパソコンのシャットダウンの実施、会議の短縮効率化などに取り組むとともに職員の意識醸成に努める。 ◆人事考課における時間外勤務の目標化については、職場により時間外勤務の状況が異なり、実績だけでは評価が難しいことから、引き続き検討していく必要がある。 ◇繁忙期における市民課、市民税課等への応援など、市民サービスの適切な提供に努めた。 | 153,801時間 【目標数値】 時間外勤務 時間数： 対H22～24年度 平均実績 135,412時間 以下 | B | 目標数値の達成には至らなかったが、時間外勤務の縮減が図られており、これまでの取組を検証し、新たな取組として改善・見直しが行われたことは評価する。人件費の抑制だけでなく、職員の健康管理の視点からも、引き続き職員の意識醸成に努めるとともに、より効果的な取組を実施すること。 |
| 9 | 投開票事務の見直し・効率化 | 選挙管理委員会事務局 | ○投票率の向上に向けて啓発に取り組むとともに、適正かつ効率的な選挙執行に向けて調整・検討する。 ○期日前投票等の一部委託化により選挙事務の効率化を図る。 ○若年層への選挙啓発の一環として、近隣大学等への働きかけにより学生アルバイト等を活用し、当日投票事務の効率化を図る。 ○電子投票について、国や東京都の動向を踏まえ、必要に応じて調査・研究を行う。 | ○平成28年執行の参議院議員選挙及び市長選挙に向けた準備 ○電子投票の調査・研究 ○期日前投票における事務等の委託化の推進に向けた調整・検討 ○当日投票における学生等の活用及び委託化の推進に向けた調整・検討 | ◇公示・告示の翌日から投票日前日までの全期間、午前8時30分から午後8時まで2箇所（期日前投票所）を開設するとともに、期日前投票所のスペース拡大や受付体制の強化により混在緩和のための対応を図った。 ◇期日前投票及び当日投票事務の委託化の推進に努め、選挙執行経費の抑制を図るとともに、さらなる効率化に向けて検証を行った。 ◇近隣大学への働きかけ等により、当日投票事務における大学生アルバイトの確保に努め、実際の選挙事務を通じて若年層への啓発を行うとともに、効率的な選挙執行を行った。 ◆学生アルバイトの活用について、選挙執行時期によっては試験期間と重なるなど、安定的な人員の確保という点で課題がある。 | 参議院選挙27人 都知事選挙8人 市長選挙25人 【目標数値】 学生等の 活用人数：29人 （各投票所に 一人配置） | B | 安定的な学生アルバイトの確保については課題があるが、投開票事務の効率化に向けた取組が進められている。引き続き若年層への啓発や適正な選挙執行に努めるとともに、選挙事務の効率化を図っていくこと。 |
| 10 | 契約・入札制度の改善 | 契約課 | 総合評価方式による入札を試行実施し、効果等の検証を行い本格実施を検討する。 | 総合評価方式による入札を道路舗装工事及び建築工事について各1件試行実施し、平成29年度の本格実施に向けて、効果の検証、課題の整理を行う。 | ◇先進市における取組状況等を視察した。 ◇総合評価方式による入札を2件執行した。試行実施におけるこれまでの入札結果（12件）の実績データを基に検証を行ったが、明確な効果が認められるまでには至らず、実行要領（評価項目等）の見直しや試行件数の拡大等について検討した。 | 2件 【目標数値】 総合評価方式 の導入件数： 2件 | A | 平成29年度も試行を継続することとなったが、本格導入に向けた取組が進められている。引き続き効果等を十分に検証したうえで、本格導入を図ること。 |
| 11 | 省エネルギー対策の推進 | 管財課、環境保全課 | ○新たな環境マネジメントシステムとして、カーボン・マネジメントシステムを導入し、温室効果ガスの削減に向けた、より効果的な取組を推進する。 ○西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期計画を推進する。 ○低公害車導入を検討する。 | ○カーボン・マネジメントシステムを導入し、市の事務事業や公共施設（指定管理者施設含む）から排出される温室効果ガスの発生抑制を図る。 ○第二次地球温暖化対策実行計画（後期計画）の運用について、西東京市環境マネジメントシステムにより、市の事務事業から排出される温室効果ガス量を基準年度（平成26年度）比で1%削減する。 ○庁用車（共用車・各課専用車）の適正保有台数等について、平成27年度に実施した庁用車の保有状況・老朽化の状況等の検証を踏まえ、具体的な更新時期等の検討を行う。 | ◇現行の環境マネジメントシステム（EMS）に地球温暖化対策実行計画（後期計画）の進行管理を行うためのシステムとしてカーボンマネジメントシステム（CMS）を構築しEMSに包含させた。CMSの導入により、市の事務事業から排出される温室効果ガス量を可視化することで、温室効果ガス量のさらなる抑制につなげていく。 ※CMS導入により可視化されたデータの効果的な活用や庁内の各施設担当職員等に対する環境関係法令の遵守、理解を深めるための研修実施等が必要である。 ◇庁用車の適正保有台数について、平成27年度の検証・検討結果を踏まえ、予算要求のあった各課専用車両の更新の必要性等について、財政課に情報提供等を行った。 | 10,988 t-CO2 ※速報値 【目標数値】 10,023 t-CO2 | B | 温室効果ガス排出量の抑制に向けて取組が進められているが、目標達成には至っていない。第二次地域温暖化対策実行計画に掲げられた目標達成に向けて、職員一人ひとりが意識を持って取り組めるよう、周知徹底を図ること。 |
| 11-1 | 街路灯のLED化の推進 | 道路管理課 | 街路灯のLED化を推進するとともに、電力使用量減による料金削減・交換事務負担の軽減等について、その効果を検証する。 | 街路灯のLED化による電力使用量や交換事務負担の軽減等について、その効果を検証する。 | ◇平成28年1月より開始したESCO方式による街路灯LED化事業について、導入後の効果検証を行った。 | — | A | 街路灯のLED化に伴い維持管理経費の削減や業務の効率化が図られた。引き続き導入後の維持管理経費等の削減効果や業務効率の向上等について検証すること。 |
| 11-2 | 電力調達方法の適正化 | 管財課・学校運営課 | 電力調達方法について、民間からの調達実績の検証を踏まえ、効果的な調達方法を実施する。 | ○公共施設で使用する電力の調達について、新電力事業者からの調達実績の検証を踏まえ、効果的な調達を行う。 ○平成28年4月1日からの電力自由化を踏まえ、小規模施設での電力調達方法について検討を行う。 | ◇新電力事業者からの電力調達にあたっては環境面への配慮を行うとともに、東京電力よりも有利になる施設について、平成28年度より、高压受変電設備を有する市立小中学校及びその他の公共施設を含め一括した契約を行い、契約事務の効率化を行った。 ◇小規模施設での電力調達方法については、各事業者のサービス内容や各市の取組状況についての調査を行った。 | — | A | 引き続き、電気料金の削減に向けた取組が進められている。今後も環境面への配慮と合わせ、より効果的な電力調達に努めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|---------------------------|------------|--|---|---|--|------|---|
| 12 | 情報公開コーナーの運営体制の見直し | 総務法規課 | 市民への情報公開内容のあり方や手法の検討（電子化など）、現状の情報公開コーナーの利用状況等も踏まえ、将来的な運用を検討する。 | ○情報公開内容の電子化などについて、関係課との調整を行う。（介護認定開示請求他） ○関係法令について調査・研究する。 ○情報公開コーナーの運用について関係各課との調整を行う。 | ◇情報公開内容の電子化について、マイナンバー制度の導入、マイナポータルの運用開始も見据え、関係課との情報交換を行い、課題等の共有を図った。 ※情報公開コーナーの運用については、仮庁舎建設に伴う対応と合わせて、関係各課と協議・調整する必要がある。 | — | A | 情報公開の効率化に向けた取組が進められている。将来的な運用については、引き続き関係各課との調整を進めること。 |
| 13 | 【主要】補助金・負担金、市単独事業の見直し | 企画政策課・関係各課 | 定期的な見直しの実施により、各種団体等への補助や負担金、市の単独事業により上乗せされている補助や給付等の適正化を図る。 | ○調査・検討・関係課との調整 ○補助金・負担金等に関する事務事業評価フォローアップの実施 | ◇個人向け補助金・負担金を対象として事務事業評価を実施し、評価結果に基づき事業の見直し・改善の方向性やスケジュールを確認するとともに、平成29年度予算への反映に努めた。 ◇事務事業評価フォローアップを実施し、補助金・負担金の見直しに向け、事業執行課との調整を行った。 | — | A | 計画どおり見直しに向けた取組が進められている。引き続き補助金・負担金の適正化に向けた取組を進めること。 |
| 13-1 | 財政支援団体の見直し（社会福祉協議会） | 生活福祉課 | 市の福祉施策及び事業や運営に関する基本方針等を踏まえ、経費の削減、定員管理の適正化、自主財源の拡充を図る。 | ○事務事業評価の導入・実施を進め、法人運営・事業運営が効率的・効果的に実施されるよう指導し、補助金支出の効果を高めていく。 ○支出の抑制を図るとともに、会費等の自主的な財源の確保についての検討を求めていく。 ○人事考課制度の導入、市との人事交流の実施、人材育成計画の策定に向けた支援を行う。 | ◇事務事業評価の本格実施に向けて、平成28年度は社会福祉協議会において6事業の事務事業評価を試行実施した。引き続き補助金の支出効果が最大限発揮されるよう法人運営・事業運営の効率化に向けて指導する。 ◇会員の増強を図るため、市民等への広報周知を行った。また、自己財源確保計画を策定し、自主的な財源の確保に取り組んでいる。 ◇社会福祉協議会において「人材育成・活用基本方針」を策定するとともに、引き続き市との人事交流を実施した。 | 4,053件 【目標数値】 会員数 (個人登録者・ 団体登録者 合計) : 4,800件 | B | 「人材育成・活用基本方針」の策定など、意識改革、事業改革に向けた取組は評価するが、会員数については減少傾向が続いている。これらの取組を効果的に運用し、補助金の支出効果を高めていくよう、引き続き指導していくこと。 |
| 13-2 | 財政支援団体の見直し（シルバー人材センター） | 生活福祉課 | ○中長期的な事業計画の見直しを要請し、就業率の向上などにより、自主財源の拡充を図る。 ○会員の確保、会員の就業の機会と質の高い就業を検討する。 ○事務局に対して、事務の効率化、定員の適正化に努め、市からの補助金に過度に依存しない経営の実現を働きかける。 ○受注機会の拡大へつなげるため、市としても必要な支援を行う。 | ○会員数の増加及び就業機会の拡大を図り、高齢者の生きがい推進などに貢献する。 ○会員からの会費、就業にともなう事務手数料の確保に努めるとともに、支出を抑制し、補助金支出の効果を高めていく。 | ◇会員・就業機会の拡大に向けて、毎年度実施しているパンフレットの全戸配布の回数を増やすとともに、シルバー人材センターの活動紹介フェアを田無庁舎ロビーにおいて実施した。 ◇新たに事業推進委員会を設置し、就業開拓や拡充に取り組んでいる。 | 民間受注比率 41.2% 公益事業比率 97.4% 【目標数値】 民間受注比率 42.0% 公益事業比率 97.0% | B | 会員拡大や就業機会の拡大に向けた取組により民間からの受注比率が伸びてきている。引き続き就業機会の拡充に努め、会員の確保や自主財源の拡充を図るとともに、効率的な事業運営に向けて支援していくこと。 |
| 13-3 | 財政支援団体の見直し（商工会） | 産業振興課 | 商工会への補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。 | 商工会運営に関して経費削減に努めるよう商工会と協議する。 | ◇商工会と協議を行い、補助基準の見直しによる補助金の削減及び実績の精査による補助金の精算を行った。 ◇運営費補助に対する、自主的な経費削減の努力を促すための指導を行った。 | — | A | 定期的な協議により一定の見直しが行われ、補助金支出の抑制が図られている。引き続き補助金の効果検証を行い、経費削減に向けた協議を行うとともに、自主的な事務所統合等の抜本的な見直しについても検討を促していくこと。 |
| 13-4 | 財政支援団体の見直し（勤労者福祉サービスセンター） | 産業振興課 | 勤労者福祉サービスセンターが策定した第2次経営改善計画に基づく取組状況、補助金の運用内容や効果を検証し適正化を図る。 | 平成28年度を初年度とする第2次経営改善計画に基づき、会員数増加並びに経費削減に向けた取組の効果検証を行い、次年度の補助金方針を決定する。 | ◇勤労者福祉サービスセンターとの運営体制に係る検討会を継続実施するとともに、先進団体の視察を実施し、一部業務のアウトソーシングについて調査・研究を行った。 ◇会員数の拡大に向けて、加入促進戦略会議を毎月開催した。ターゲットを絞った加入促進の取組により、前年度比で約70名の会員拡大に繋がった。 ◇一店逸品事業や市内産農産物などの地域資源を活用した新たな事業展開を行った。 | — | B | 経営改善に向けて会員拡大や新たな事業展開への取組が行われていることは評価する。引き続き、第2次経営改善計画に基づき、効率的な運営に向けた取組を支援していくこと。 |
| 13-5 | 一部事務組合の負担金の見直し（多摩六都科学館組合） | 企画政策課 | 指定管理者による効果的・効率的な運用について検証するとともに、負担金の適正化について、関係機関と連携し、検討・調整する。 | 多摩六都科学館組合財政計画（平成26年度～平成30年度）等に基づき、科学館の効率的な運用について検討・調整する。 | ◇指定管理者による効果的・効率的な運営により、平成28年度は科学館の年間利用者数が初めて25万人を超えた。 ◇事業実施に当たり東京都市町村総合交付金特別事情割特定地域振興対策（圏域分）事業に該当する事業について協議・調整を行い、交付金の活用を図った。 ◇平成29年4月1日以降の指定管理者の選定に向けて公募・選定を実施し、10月に指定管理者の指定に係る議決を得た。 | — | A | 効果的・効率的な科学館運営が図られている。引き続き魅力的な事業の実施と効率的な運営に向けて調整を図っていくこと。 |
| 13-6 | 一部事務組合等の見直し（昭和病院企業団） | 健康課 | 地方公営企業法の全部適用による病院事業に対し、より効率的な病院経営を促す。 | ○武蔵村山市の企業団脱退を見据え、昭和病院組合開設者協議会において昭和病院分賦金に関する覚書に規定する各市負担割合の見直しを行う。 ○引き続き効率的な運営を促すとともに、住民サービスの向上を図るよう働きかけを行う。 | ◇構成自治体の減少を踏まえ、負担すべき経費のあり方を検証し、さらなる経営の効率化を求めるとともに、平成29年度以降に各構成団体が支出する企業団分賦金について協議し、見直しを行った。企業団としての経営努力等もあり、本市の分賦金について約1,100万円の削減となった。 ※「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、引き続き経営の効率化を求めるとともに、今後策定される東京都地域医療構想の内容を踏まえ病院機能のあり方や今後の方向性等についても検討が必要となる。 | — | A | 効率的な運営に向けた取組が進められ、分賦金の見直しが図られた。引き続き開設者協議会等において、効率的な病院経営に向けた取組を促していくこと。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度の取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|-------------------------------------|-----------|---|--|--|--|------|--|
| 13-7 | 一部事務組合等の見直し （柳泉園組合） | ごみ減量推進課 | 事業や運営に関する基本方針等の策定を要請し、経費削減、定員管理の適正化を図る。 | 経費削減、定員適正化の実施に向けた調整を構成市とともに行う。 | ◇柳泉園組合及び構成3市（東久留米市、清瀬市、西東京市）で経費削減、定員適正化に向けた検討・調整を行った。 ◇ごみ処理施設の大規模補修に当たり、施設の維持管理も含めた長期包括契約とすることで、補修費用の大幅な削減が見込まれ、構成市の負担抑制が図られている。 | — | A | 経費削減や定員適正化に向けた取組が進められている。引き続き構成市の合意形成に努め、効率的な運営に向けた取組を進めること。 |
| 13-8 | 各種補助事業の適正化 （高齢者事業） | 高齢者支援課 | ○敬老金贈呈事業について、見直しを検討する。 ○手技治療券事業について、鍼灸・マッサージ師による健康講座等の実施を含めて、より効果的・効率的な実施を検討する。 | ○敬老金贈呈について、対象見込み人数を把握し、次年度の敬老金贈呈について検討する。 ○手技治療券事業の助成額の見直しに伴い、鍼灸・マッサージ師による健康講座を実施する。 | ◇敬老金贈呈事業（88歳）については、贈呈対象者数が1,000人に満たない見込みであるため、引き続き事業を継続実施することとした。 ◇手技治療券事業については、治療券の支給と合わせて、鍼灸・マッサージ師による健康講座「冷え症に対する対応方法」を4回実施し、「ツボ」の押し方等の指導を行った。 ※健康講座の継続実施に向けて講師を確保していく必要がある。 | 4回 【目標数値】 健康講座の実施回数： 4回 | A | 効果的な事業の実施に向けた取組が進められている。引き続き対象者や実施効果等について検証し、効果的・効率的な事業実施に向けて見直しを図ること。 |
| 13-9 | 手当等の適正化 | 障害福祉課 | 難病者福祉手当の適正化のため、所得制限、併給制限（心身障害者福祉手当）などの導入を検討する。 | 難病者福祉手当条例支給要件等の改正に伴う作業を実施し、対象者へ制度改正の周知を図る。 | ◇制度改正に伴い、市報等による全体周知、全受給者への個別通知を行い、分かりやすい説明に努めるとともに、問い合わせ等への対応を行った。 ※申請書の記載内容の確認等、事務処理に係る負担の軽減を図るとともに、引き続き分かりやすい説明や現況届の確認等を通して適切に事業を実施する。 | — | A | 制度改正に向けて受給者等への周知が図られた。引き続き制度改正についての周知を図るとともに適切な事業実施に努めること。 |
| 14 | はなバス事業の見直し | 都市計画課 | ○地域公共交通会議での検討結果を踏まえ、運行ルートの見直しを含め経費の削減を図るとともに、民間路線バスの初乗り運賃との公平性の視点で運賃の見直しの検討を行い、公費負担の抑制を図る。 ○路線バスの運行状況によるはなバスルートの改廃及び都市計画道路の完成等によるルートの見直しを検討する。 | ○平成29年度からの運行ルート見直しの検証に向け、平成28年度に実施したルート見直し路線の利用状況等を把握する。 ○平成29年度の運賃改定を視野に入れ、地域公共交通会議において運賃改定内容及び改定に併せたサービス充実に関する審議を進める。 | ◇地域公共交通会議において、改めて事業目的を確認するとともに、はなバスの適正な運賃のあり方について検討を行った。サービスの内容、持続的な運行の確保や運賃の公平性などの観点からも十分な検討を行う必要があることから、引き続き地域公共交通会議において検討を行うこととした。 ◇平成28年度にルート見直しを実施した路線の利用状況の把握を行った。 ※第4北ルートについては、現在、水道工事の実施により迂回ルートで運行しているため、正規路線での運行開始後、他の路線と合わせて利用状況を確認し、検証を行っていく。 | 104円 【目標数値】 利用者 一人当たり 公費負担額： 95円 | B | 運行ルートや経費削減に向けた検証は進められているが、適正な運賃のあり方について、引き続きの検討となっている。地域公共交通会議での議論を踏まえ、適正な運賃のあり方について検討するとともに、市民の利便性の向上と運行業務の効率化に努めること。 |
| 15 | 【主要】施策評価の効果的運用 | 企画政策課 | 市民満足度や事業の成果等に基づき、施策を単位とする評価を実施し、総合計画の進捗状況及び評価に基づく見直しを行うとともに、予算編成にも活用する。 | ○市民意識調査の実施 ○施策評価の実施 | ◇平成28年度事務事業評価において、平成27年度に実施した施策評価結果に基づく計画事業（15事業）について評価を実施した。 ◆評価後の速やかな対応及び予算への着実な反映が課題であり、より効果的・効率的な評価の実施に向けて、行政評価制度の見直しを検討する必要がある。 | — | B | 計画的な行政評価制度の実施がなされているが、評価結果に対する改善・見直しや予算への反映などの課題もある。今年度、評価制度を見直し、より効果的かつ効率的な制度となるよう再構築すること。 |
| 16 | 定員管理の適正化 | 企画政策課 | ○事業に必要な人員の再精査や、事務委託化、事業再構築、施設統廃合等を踏まえ、平成26年4月以降に適用する新たな定員適正化計画（平成26年度から平成30年度）を進める。 ○建築基準行政事務の実施体制を検討する。 | ○定員適正化計画に基づき、事務委託化の推進や必要な人員の確保に向け関係課との調整を行う。 ○平成29年4月からの建築基準行政事務移管に向けた人員体制等の調整を進める。 | ◇建築基準行政事務や住宅施策など、特定課題への対応を図るため、組織体制、所要人員、専門職員の配置、執務スペース等の調整を行い、定員管理計画（H29～31年度）を策定した。 ※第4次行財政改革大綱に掲げた平成30年度における職員定数については、特定課題への対応等を図りつつ、目標達成に向けて引き続き検討し、毎年度策定する定員管理計画において改めて見直しを行う。 | — | A | 新たな特定課題への対応を図りつつ、定員適正化の取組が進められている。引き続き適切な職員定数について検討を行うとともに、効率的な行政運営に努めること。 |
| 17 | 【主要】地域協力ネットワークを核とした地域コミュニティの連携の推進 | 協働コミュニティ課 | ○防犯・防災・見守りなどの地域課題に主体的に取り組む地域コミュニティとの連携のあり方を検討する。 ○地域協力ネットワークの構築・活動支援を進める。 ○自治会の支援・活性化を推進する。 | ○平成28年2月に設立した南部地域協力ネットワークの活動支援を行う。 ○西部地域協力ネットワークの平成29年度設立に向けてモデル会議を実施する。 ○自治会・町内会等の補助対象団体に対して補助金制度の周知を行い、補助金活用の促進を図る。 | ◇南部地域協力ネットワークは、2カ月に1回の定例会と役員会を中心とした情報共有会議のほか、情報誌の発行やフェイスブックを活用した情報発信を行うとともに、2駅での挨拶運動、防犯講座の実施、市民まつりへの参加など、市補助金も活用したイベント型事業への取組など充実した活動を展開している。 ◇西部地域協力ネットワークの設立に向け平成28年度はモデル会議を実施し、構成団体の連携強化を図るとともに、設立に向けた準備を進めている。 ◇自治会・町内会等活性化補助金については、申請団体数が4団体増の60団体となり、制度周知の効果が見られた。 | 1地区実施 【目標数値】 （仮称） 地域協議体の構築累計地区数： 1地区実施 | A | 地域協力ネットワークの設立や活動支援の取組が進められている。自治会・町内会等活性化補助金については、地域活動自体の活性化も含め、より効果的な制度となるよう、見直しに向けた検討を進めること。 |
| 18 | 協働の促進と市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制等の検証・見直し | 協働コミュニティ課 | ○市民協働センターゆめこらぼの事業、運営体制・効果等を検証、協働事業の充実を図る。 ○協働の推進に向けた職員の意識・知識の醸成、協働事業の促進を図る。 | ○ゆめこらぼの利用促進に向け、認知度の向上を図るため、広報・PRに重点を置き、広報・PRツールの開発、ホームページのリニューアルのための調査を行い、市民活動の拠点となるセンターを目指す。 ○ゆめこらぼの主催の「協働のまちづくりワークショップ」及び職員課の主催による「協働の研修」を実施する。 | ◇市民協働センターゆめこらぼのホームページについて、登録団体の利便性、見やすさに重点を置いたリニューアルを実施した。リニューアル後のホームページアクセス数は昨年度の約2倍にまで増加した。また、平成28年度に実施した市内NPO法人等の実態調査を基にしたQ&A集をホームページに掲載するなど、ゆめこらぼの認知度や利用者数の増加に向けた取組を行った。 ◇「災害が起きた時、西東京市で何が出来るか」というテーマで協働のまちづくりワークショップを開催し、市民活動団体と職員が一体となって議論を行った。また、職員向けの研修では、実際に協働を進めているNPO団体とみどり公園課の講演を行い、現場の声を伝えるとともに、協働事業の実例を紹介し、職員の意識醸成に努めた。 | 62人 【目標数値】 協働に関する研修参加職員数： 60人 | A | 協働事業の充実と市民協働センターの利用促進に向けた取組が進められている。引き続き効果的な研修を実施し、職員の意識醸成に努めるとともに、市民協働センターが市民活動の拠点として効果的に機能するよう検証していくこと。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|--------------------------|----------------|--|---|--|---|------|--|
| 19 | 市民参加制度の充実 | 企画政策課・秘書広報課 | ○ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用した市民参加手法を検討・推進する。 ○より多くの人が参加できる新たな市民参加の仕組みを検討する。 ○リーフレット等により市民参加制度の周知を行う。 | ○ツイッター・フェイスブックの運用を継続し効果検証を行う。 ○市政モニター制度の実施に向けてモニターの募集及び調査内容について調整を行う。 ○市政モニター制度を活用した調査を実施し、調査結果の分析と市政運営への活用を図る。 | ◇SNS等のICT活用推進について、市ホームページとの連携や26市の実施状況等を把握・検証した。 ※SNSそのものを利用した市民参加手法については引き続き検討する必要がある。 ◇市政モニター制度について、モニターの募集及び登録、調査テーマの庁内照会・選定を行い、平成28年度は2回の調査を実施し、いずれも9割を超える回答を得ることができた。 ◆回答率の維持向上や効率的な集計作業の実施に向けた検討と合わせ、調査結果を分析・活用し、今後の市政へ効果的に反映していく必要がある。 | 2回 【目標数値】 市政モニター制度を活用したアンケート等の実施回数：3回 | B | 制度を活用したアンケート調査は2回の実施となったが、いずれも高い回答率となった。引き続き、市政モニター制度の効果的な運用を図るとともに、ICTを活用した市民参加手法についても検討を進めていくこと。 |
| 20 | 市民の声の庁内共有と活用の推進 | 秘書広報課 | 市民意見等の活用に関する統一基準の周知徹底を行い、市民の声の庁内共有を図る。 | 市長への手紙として受け付けた市民の声の庁内共有について検討する。 | ◇庁内共有及び情報公開の対象とする案件について、選定の基準や公開までの流れ等について改めて確認を行った。 ◇平成28年度に受け付けた「市長への手紙」の受付状況等の統計処理を行うとともに、所管部課に共有・公開内容等の確認を行い、庁内共有及び市ホームページでの公開に向けた検証を行った。 | 0回 【目標数値】 庁内への情報提供回数：2回 | B | 平成28年度中の実施には至らなかったが、庁内共有・情報公開に向けた取組が進められた。庁内共有等により、全庁的に平準化した円滑かつ効率的な対応に繋げていくこと。 |
| 21 | 防犯・防災等における行政と市民の役割分担の見直し | 危機管理室 | ○防犯、防災、備蓄等、行政が担う部分と市民や市民団体等が担う部分について、学校避難所運営協議会や、地域防災訓練を通じて周知するとともに、地域における防犯・防災への取組を強化する。 ○災害時に単独での避難が困難な方（避難行動要支援者）に対し、関係機関や関係部署との連携により防災市民組織等の活動を支援し、避難支援協力者の確保等、地域における支援体制の構築と拡大に向けた取組を推進する。 | 学校避難所運営協議会等への参加、地域防災訓練実施支援等の機会を通して、行政と市民の役割について周知し、地域における防犯・防災意識を高める。 | ◇学校避難所運営協議会への参加や地域防災訓練実施支援等の機会を通して、行政と市民の役割について周知し、地域における防犯・防災意識の向上に努めるとともに、防災市民組織等の設立や活動を支援し、地域における支援体制の構築及び拡大に向けて取り組んだ。 | — | A | 引き続き学校避難所運営協議会等の活動や地域防災訓練の実施を支援するとともに、地域における防犯・防災意識の向上に努めること。 |
| 22 | 【主要】民間活力の活用の推進に向けた検討 | 企画政策課・関係各課 | ○窓口サービスや事務事業全般について、最も適した実施主体を検証する。 ○検証結果に基づき、民間委託や指定管理者制度の活用等、行政外部への委託化等を推進する。 | 委託化等、民間活力の活用に向けた関係各課への支援を行う。 | ◇各自治体における窓口業務の民間委託化等の取組状況を踏まえ、市民課窓口等への民間活力の活用について、所管課との調整を行った。 ◇民間活力の活用に向けた具体的な取組を進めていくため、先進自治体の視察を行った。 | — | A | 市民課窓口業務の委託化等に向けて、具体的な取組が行われた。引き続き導入効果や課題を検証し、民間活力の活用に向けた検討を進めること。 |
| 22-1 | 現業職場の委託化等の推進 | 企画政策課・職員課・関係各課 | 技能労務職（自動車運転、一般作業、一般用務、給食調理、調理作業）業務の将来的な運営体制及び委託化等の推進等について検討する。 | ○運転業務の運営体制の検討 ○収集業務の運営体制の検討 ○学校用務の運営体制の検討 ○給食調理業務の運営体制の検討 | ◇庁内検討委員会を設置し、これまでの委託化にともなう効果や課題を検証するとともに、今後の運営体制について検討し、今後の現業職場における委託化等方針（案）を策定した。 | — | A | 現業職場における今後の運営体制及び委託化等の方向性についての検討が進められた。引き続き退職不補充を原則とし、効果的な運営体制の確保に向けた検討を進めること。 |
| 22-2 | 給与支給・福利厚生事務等の委託化等の検討 | 職員課 | ○給与支給事務について定型業務部分の民間委託化等を検討する。 ○福利厚生事務について業務委託に適する業務を検証し、委託化等を検討する。 | ○給与支給事務の効率化、費用対効果の向上に資する方策について検討し、委託化等を含めた今後の体制を決定する。 ○福利厚生事務の効率化、費用対効果の向上に資する方策について検討し、委託化等を含めた今後の体制を決定する。 | ◇給与事務は、既に給与システムが導入されていることや費用対効果等を検証したうえで、事務効率向上に向けた方策について、引き続き検討を行った。 ◆給与支給事務の委託化については費用対効果の面で課題があるが、引き続き業務の効率化を図っていく必要がある。 ◇福利厚生事務については、庁内アンケートにより委託化に対する意識調査を実施し、職員互助会評議会において委託化に向けた検討を進めた。今後、委託化にともなう具体的な変更点（メリット・デメリット）を職員に示したうえで、改めて意向調査を行うこととした。 | — | B | 福利厚生事務の委託化等について年度内の方針決定には至らなかったが、具体的な取組が進められた。給与支給業務においても引き続き課題を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めること。 |
| 22-3 | 窓口業務等の委託化等の検討 | 市民課 | ○窓口業務等の委託化等について、他市事例等を調査・検討する。 ○マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の開始に伴う窓口業務等への影響、コンビニエンスストアを活用した証明書交付サービスの導入効果等の検証を踏まえ、出張所を含めた今後の窓口業務等のあり方について検討する。 | ○他市等の取組状況や市民課内部の業務の洗い出しを行い、窓口業務の委託化に向けて検討を行う。 ○郵送業務の一部委託化を実施したことによる業務の検証を実施する。 | ◇先進自治体の窓口業務の視察や事業者との調整を踏まえ、窓口業務委託の手法や業務内容についての検討を行った。 ※平成29年度は、業務内容等を更に精査し、事業者選定に向けた仕様書等の作成や見積書の徴取などの準備を進める。 | — | A | 委託化の検討に向けた具体的な取組が進んでいる。導入効果等を十分に検証したうえで業務内容を精査し、平成30年度の委託化導入に向けた検討を進めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|---------------------|---------|--|--|--|---|------|---|
| 22-4 | 出納業務の委託化等の検討 | 会計課 | ○平成27年度から導入した定型業務の一部嘱託化について、検証・見直しを行う。 ○公営企業会計（下水道事業）導入に向けて出納業務体制の検討・庁内調整を行う。 | ○平成27年から嘱託員3人を任用したことによる出納業務について、嘱託員の配置による出納業務の効率化と職員定数減による影響等について調査・検証する。 ○平成31年度の公営企業会計（下水道事業）導入に向けて出納業務体制の検討・庁内調整を行う。 | ◇平成27年度の業務内容を検証し、嘱託員で対応する業務を整理した。嘱託員による一部業務の遂行が定着するとともに、業務の効率化が図られている。 ◇公営企業会計（下水道事業）導入に向けては、引き続き調整を図り、検討していく。 | — | A | 出納業務の一部嘱託化による業務の効率化が図られた。公営企業会計の導入に向け、引き続き効率的な業務体制の検討を進めること。 |
| 22-5 | 文書交換業務の効率化検討 | 総務法規課 | ○文書交換業務について外部委託化による効率化を推進する。 ○都庁文書交換業務について、他市との広域連携等による効率的な実施を検討する。 | ○平成28年度に開始する庁舎間交換便の外部委託化について、委託効果の検証を行う。 ○都庁文書交換業務の広域連携など、さらなる効率化に向けた方法を調査研究する。 | ◇都庁交換業務に加え市内交換業務の委託を開始した。委託化により担当職員の休暇等による正規職員の代替作業が不要となり、安定的な業務運営に繋がった。 ※近隣市においては、再雇用職員やシルバー人材センターの活用等、実施形態も異なることから広域化の動きは見られない。 | — | A | 委託化により業務の効率化が図られている。今後も委託化にともなう効果や課題を検証し業務の効率化に努めていくこと。 |
| 22-6 | 宿直業務の運営体制の見直し | 管財課 | 宿日直業務の今後のあり方や運営体制について検討する。 | 宿日直業務の安定的な業務運営体制の構築に向け、庁内検討組織により検討を行う。 | ◇平成27年度に課題を整理し、庁内検討組織による担い手の確保、宿日直業務の改善、代直制度の再整備などの検討・見直しを行ったことにより、運営体制の確保が図られた。 ※業務の全部委託については、引き続き、国等の動向にも注視しながら検討していく必要がある。 | — | A | 検討結果に基づく見直しにより運営体制の改善が図られた。引き続き安定的な業務執行体制の確立に向けた検討を進めること。 |
| 23 | 出張所・自動交付機等の運用の見直し | 市民課 | 出張所・自動交付機等の利用状況を検証するとともに、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の開始やコンビニエンスストアを活用した証明書交付サービスの導入効果の検証を踏まえ、今後のあり方等について検討する。 | ○住民票等自動交付機の利用状況を把握するとともに、適正配置等について検証する。 ○出張所及び自動交付機での住民票等の交付状況を把握し、今後のあり方について検討を行う。 ○コンビニエンスストアを活用した証明書交付サービスの導入に向けた準備を進めるとともに、導入後の発行状況等を検証する。 | ◇コンビニ交付サービスの開始にともなう利便性向上と業務の効率化を踏まえ、住民票等自動交付機の利用状況を検証し、適正配置や順次廃止に向けた検討を行った。出張所の適正配置・自動交付機運用の見直しに向けて、コンビニ交付サービスの開始にともなう市民ニーズの動向等を調査・検証していく。 ◇コンビニ交付サービスの開始に向けて、システムの検証等の準備を行い、平成28年12月に予定通りサービスを開始することができた。 | 61.0% 【目標数値】 自動交付機及び コンビニ交付 利用率： 70% | B | 目標数値の達成には至らなかったが、コンビニ交付サービスの開始により利便性の向上が図られたことは評価する。引き続きマイナンバーカードの普及啓発に努めるとともに、業務効率の向上を図っていくこと。 |
| 24 | 高齢者施設の運営体制の見直し | 高齢者支援課 | ○介護デイサービス（きらら、谷戸・田無高齢者在宅サービスセンター）の運営形態の見直しについて検討する。 ○福祉会館・老人福祉センター・老人憩いの家の運営形態の見直しを図る。 ○老人福祉センター送迎バスについて、ルート、運行時間、運営体制等の見直しを検討する。 ○田無総合福祉センターの施設・運営体制等について検討する。 | ○介護デイサービスの運営形態の見直しに向けて、民間事業者の参入状況等を調査し検討を行う。 ○福祉会館の運営形態について、指定管理者等民間活力の導入も視野に入れ、効率的な運営方法について検討する。 ○無料送迎バスについて、課題を整理するとともに効果的な運用を検討し、今後の方向性を決定する。 ○田無総合福祉センターの活用について関係各課との調整を図り、今後の方向性を決定する。 | ◇平成28年度から開始した介護予防・日常生活支援事業への民間事業者の参入動向等を調査した。通所型サービスAについては、民間事業者の参入が少なく、デイサービスにおける市の役割が大きい状況であり、今後の動向を注視する必要がある。 ◇福祉会館において、健康体操やトレーニングマシン一般開放等の介護予防事業を実施した。介護予防事業の拠点としての機能検証を踏まえ施設のあり方を検討するとともに、フレイル予防事業についての対応も進める必要がある。 ◇老人福祉センター送迎バスについて、利用者拡大に向けた検討を行った。平成29年度は老人福祉センターで実施する講座等の開始・終了時間に合わせて運行することとし、効果検証を踏まえ、送迎バスのあり方を検討する。 ◇田無総合福祉センターについて、保谷庁舎等の今後も見据えて運営体制等の検討を行った。 | — | B | 調査・検証等の進捗は見られるが、運営体制の見直し等の具体的な検討が遅れている。引き続き効果的・効率的な運営に努めるとともに、見直しに向けた取組を着実に進めること。 |
| 25 | 障害者福祉事業の運営体制の見直し | 障害福祉課 | ○法内化事業について、事業の民営化も含めた運営形態の見直しを図る。 ○補助金や負担金の適正化と検証のための仕組みを構築する。 | ○民営化した事業の検証を行うとともに、新たに民営化する事業の検討を行う。 ○福祉団体補助金の申請書類等を精査し、補助額の適正化を図るとともに、検証のための仕組みを構築する。 | ◇民営化により、他の施設での支援が困難な重度者の受入も含め、医療的なケアの必要な利用者に対する支援の充実が図られた。 ◆民営化移行にともなう時限的な財政支援措置が平成29年度で終了するため、今後の安定的な事業運営に注視する必要がある。 ◇福祉団体補助については、交付団体へのヒアリング等の実施により、補助金の適正な使途等について指導を行い、補助金の適正化を図った。 | — | A | 法内化事業の民営化により支援の充実が図られている。事業者への財政支援措置は今年度までとなるが、引き続き安定的な事業運営に向けて調整を図っていくこと。 |
| 26 | 保育園の民間活力の活用推進 | 保育課 | ○保育需要に基づく、保育園定員の適正化を図る。 ○各保育園の機能や保育施策の全体方針を踏まえ、平成28年度以降の保育園の民間委託等について計画的に進める。認可保育園の運営実績のある法人（運営形態は問わない）への運営委託、民間譲渡等についても検討する。 | ○委託化した芝久保保育園について運営協議会を開催するとともに、利用者の意見等を伺う第三者評価を実施する。 ○委託化等に係る計画の策定に向けて庁内検討組織を立ち上げ、公設公営保育園のあり方及び公設民営等の検証を行う。 | ◇芝久保保育園の円滑な事業運営に向けて、運営協議会を実施するとともに、第三者評価を実施し、利用者の意見を伺った。 ○委託化等に係る計画の策定に向けて、庁内検討組織を立ち上げ、これまでの委託による効果等について検証を行った。また、公立保育園を取り巻く状況を把握・分析するとともに、公立保育園の将来像についての意見を収集し、公立保育園のあり方について、内部検討を行った。 ◆本市を含め、都市部における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、保育園運営事業者及び保育の担い手の不足が生じている。これまで、公立保育園の7園を公設民営化してきたところであるが、今後、民営化を推進すべきか否か、引き続きの検討が必要な状況である。 | — | B | 計画策定が遅れているが、待機児童解消に向けた対応や保育の担い手不足といった状況もあり慎重に検討すべきである。保育サービスの質を維持しつつ、公立保育園のあり方と合わせて今後の方向性についての検討を進めること。 |
| 27 | 児童館・学童クラブの民間活力の活用推進 | 児童青少年課 | ○児童館の利用状況や機能整理等を踏まえ、児童館の再編方針を決定する。 ○再編方針及びすでに委託化した児童館・学童クラブの運営状況等の検証結果を踏まえ、今後の児童館及び学童クラブの委託化の方針を決定する。 | ○利用者アンケート及び運営協議会の協議を踏まえ、今後の児童館及び学童クラブの委託化方針を決定する。 | ◇児童館再編方針及び委託化方針の策定に向けて、利用者アンケート等の実施と合わせて、児童館・学童クラブの運営協議会から意見を聴取し、これまでの課題や効果を検証した。 ◆従前の方針や検討結果も踏まえつつ、再編・統廃合に向けた検討・調整を進めていく必要がある。 | — | B | 引き続きの検討となったが、今年度中の方針決定に向けた取組が進められている。民間活力の効果的な活用に向けて、今後の事業展開等を十分に検討し、再編方針及び委託化方針の策定を進めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果(◇)・今後の課題(◆) | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|--------------------------|---------|---|--|--|--------------------------------------|------|---|
| 28 | こどもの発達センターひいらぎの運営体制の見直し | 健康課 | 支援体制の拡充、民間活力の活用を含め、他の自治体や民間施設の運営状況等を調査し、今後のひいらぎの運営形態の見直しや関係課との連携強化を検討する。 | ○療育事業等のサービス拡大及び委託化を検討し、事業サービスの受入枠の拡大を図る。 ○ひいらぎ分室（ひよっこ）事業を見直し、平成30年度以降の運営体制の課題を整理する。 | ◇ひいらぎ分室（ひよっこ）事業について、平成29年度末の廃止を見据えて、一定の整理を行った。平成29年度からは分室職員をセンターに配置し、より効果的な運営体制で事業を実施していく。 ◆国の動向を踏まえ、児童発達支援センターの開設や訪問支援サービスの提供体制の構築についても検討を進めていく必要がある。 | — | B | 分室事業の見直しにより支援体制の充実が図られているが、民間活力を活用した運営形態の見直しが進んでいない。引き続き支援の充実を図るとともに、課題を整理し、運営形態の見直しに向けた検討を進めること。 |
| 29 | 公園管理等事業の運営体制の見直し | みどり公園課 | 下保谷四丁目特別緑地保全地区の効果的・効率的な運営・維持管理方法について、市民やボランティアとの協働の仕組みづくり、民間活力の活用等について検討する。 | 下保谷四丁目特別緑地保全地区について、現在、ボランティアとして維持管理や自治会行事等を実施している市民の方々と行政の役割について検証する。 | ◇下保谷四丁目特別緑地保全地区の維持管理について、ボランティアとして活動している市民の方々の現状を把握するとともに課題等の整理を行った。 ※維持管理には、高木の剪定など、ボランティアによる対応が困難で多額の費用を要するものもある。 | — | A | 市民やボランティアとの協働による維持管理が行われている。用地取得完了後の活用や効率的な維持管理に向けて、保全・活用計画の策定を進めること。 |
| 30 | 図書館の運営体制のあり方の検討 | 図書館 | 高度化・多様化する図書館需要を的確に捉えながら、効果的・効率的な事業執行に向けて、指定管理者制度等の民間活力の活用について調査研究し、最も適した実施主体の検討、運営形態の見直しを行う。 | ○効率的・効果的な事業執行に向けて指定管理者制度等の民間活力の活用を含め調査・研究する。 ○市史編纂資料の電子化を推進する。 | ◇図書館協議会への諮問に向けて、図書館の運営体制について調査研究するとともに、国や他自治体の動向を踏まえ検証を行い、検討結果をまとめた。 ◇市史編纂資料のうち、資料数にして674点について電子化を行った。電子化したデータは、中央図書館の地域・行政資料室内での閲覧が可能となっている。 ※電子化した資料について、原本の取扱いや電子データの複写（コピー）ができる環境の整備等について検討する必要がある。 | 62% 【目標数値】 地域・行政資料の電子化率 50% | B | 行政資料等の電子化など業務の効率化は図られているが、運営体制については図書館のあり方を踏まえ検討を進める必要がある。今年度、図書館協議会において十分な議論を行い、今後の運営体制のあり方について方向性を示すこと。 |
| 31 | 指定管理者制度の効果的活用 | 企画政策課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○新たな導入施設を検討する。 | モニタリング、インセンティブに関する他市事例等の調査研究を行うとともに、「指定管理者制度解説と運用の指針」の改定を行う。 | ◇4月に「指定管理者制度 解説と運用の指針」を改定し、関係各課へ周知した。 ◇指定管理者制度の導入範囲の拡大については、各施設所管課におけるあり方の検討と合わせて、今後の可能性について検討していく。 ◆施設所管課における指定管理者に対するモニタリングの実施等について、一定の方向性を示すなど、指定管理者制度の効果的な運用に向けて、引き続き検討する必要がある。 | — | A | 適切かつ効果的な指定管理者制度の活用に向けて、引き続き検討するとともに、関係課との調整を図ること。 |
| 31-1 | 指定管理者制度の効果的活用(保谷こもれびホール) | 文化振興課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○直営文化施設については、保谷こもれびホールと合わせ、一体的な指定管理者制度導入について検討する。 | ○保谷こもれびホールの指定管理者の更新に向けて、施設利用者等のニーズ等を把握し、公募条件等を検討する。 ○コール田無について、保谷こもれびホールとの一体的な指定管理者制度の適用について検証する。 | ◇保谷こもれびホールの指定管理者更新に向けて公募条件等を見直し、プロポーザル方式により選定を行い、3月議会に上程し可決された。 ◆公募に参加した事業者が、現在の指定管理者のみという状況であった。施設の課題等の要因を分析するとともに、より多くの事業者の公募参加に繋がるよう、公募条件等の再検討が必要である。 ◇コール田無の保谷こもれびホールとの一体的な指定管理者制度の適用については、引き続き調査・検討していく。 | — | A | 指定管理者の更新に向けた取組が進められた。指定管理者制度の継続的な運用に向けて、魅力的な事業展開を図るとともに、引き続き効果的な管理運営に向けた検討を行うこと。 |
| 31-2 | 指定管理者制度の効果的活用(市民交流施設) | 文化振興課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○市民交流施設の受益者負担について調査・検討する。 ○住民協議会組織の高齢化に伴う指定管理者辞退などを想定した対応等を検討する。 | ○指定管理者となる住民協議会との定期的な意見交換会等を通じて利用実態を把握し、より効果的な運営に向けて検証・分析を行う。 ○東伏見コミュニティセンターの指定管理者更新（平成29年度）に向けて、セルフモニタリング結果等により、庁内組織における検討を行い、次期指定管理者の更新に向けた準備を行う。 ○市民交流施設における使用料等について、近隣市の動向を把握し、指定管理者との意見交換を行い、検証・分析を行う。 | ◇市民交流施設の効果的な運営について、利用者アンケートを実施するとともに、指定管理者によるセルフモニタリングを実施し、施設運営に反映させており、利用者からも良好な評価を得られている。 ◇東伏見コミュニティセンターの指定管理者更新について、現在の管理運営団体の意向や運営実績を踏まえ、選定基準に基づき、庁内検討組織において継続指定する方針を決定、3月議会において可決された。 ◇施設使用に伴う受益者負担について、他市の動向を把握するとともに、指定管理者との意見交換を通して、利用者の属性及び利用内容等の把握を行った。引き続き利用実態等の検証・分析を行い受益者負担についての検討を行っていく。 | — | B | 利用実態の調査・検証など、一定の進捗は見られるが、受益者負担の具体的な検討には至っていない。市民交流施設のあり方と合わせて、適正な受益者負担について検討を進めること。 |
| 31-3 | 指定管理者制度の効果的活用(スポーツ施設) | スポーツ振興課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○モニタリングの第三者評価の実施等について検討する。 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○指定管理者との定例的な会議等を通して、スポーツ・運動施設の管理運営方法などについて検証する。 | ◇指定管理者による利用者懇談会の開催、利用者アンケートの実施により、サービス品質の検証を行うとともに、近隣市の状況等を調査し、比較検証等を行った。 ◇指定管理者との定例会議において、スポーツ施設の管理運営状況について報告を受けるとともに、課題、問題点を把握・検証し、改善に向けた指導等を行った。 | — | A | 市民サービスの向上に向けた取組が進められている。指定管理者の更新に当たっては、これまでの取組や課題等を検証・分析し、より効果的な管理運営に努めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|---------------------------|------------|---|---|--|-------------------|------|--|
| 31-4 | 指定管理者制度の効果的活用（フレンドリー） | 障害福祉課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 | 指定管理者が開催する利用者懇談会及びモニタリング実施により、課題を把握するとともに、指定管理者との連絡調整会議で課題を共有し、市民サービスの向上を図る。 | ◇指定管理者による利用者懇談会の開催、利用者アンケートの実施により施設利用者のニーズの把握に努めた。 ◇指定管理者との連絡調整会議において課題の共有を図るとともに、指定管理者においてセルフモニタリングを実施し、より効果的な運営管理に向けて検証を行っている。 | — | A | 指定管理者制度の効果的な活用に向けた取組が進められている。引き続き指定管理者との連携を図りながら、効果検証を行うこと。 |
| 31-5 | 指定管理者制度の効果的活用（西東京いきの森公園等） | みどり公園課 | ○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。 ○指定管理者制度も含め、今後の公園等の管理運営体制について検討する。 | 平成28年4月に指定管理者制度を導入したことにもなう成果、課題の検証を行う。 | ◇指定管理者の導入により、維持管理経費を抑制しつつ自主事業の実施や市民協働が推進され、市民サービスの向上に寄与している。引き続き、成果や課題の検証を行い、更新時期を考慮しながら管理区域の拡張等について検討を進めていく。 ◆小規模緑地の維持管理及び有効活用について検討する必要がある。 | — | A | 指定管理者による自主事業の実施等、公園の魅力向上に向けた取組が実施されている。引き続き指定管理者との連携を図りながら、より効果的な活用に向けて検討すること。 |
| 31-6 | 指定管理者制度の効果的活用（アスタ市営駐車場） | 道路管理課 | アスタ市営駐車場について、指定管理者制度の活用について検討する。 | 市民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的に、管理運営方法について検証を行う。 | ◇現在、指定管理者制度を導入している自治体の現状や課題を調査するとともに、指定管理者制度や業務委託など、これまでに導入した管理運営手法についてコスト面、サービス面等から検証を行い、今後の管理運営方針を決定した。 ◇駐車場会計の収支について、今後も一定の黒字が見込まれることから、指定管理者制度から業務委託への移行に伴う経費削減効果と施設更新に向けた基金の積み立てによる財源確保等も考慮し、業務委託を継続することとした。 | — | A | 市営駐車場の効果的な運用に向けた今後の方針が決定された。引き続き市民サービスの向上と併せて、効率的な運営に努めていくこと。 |
| 32 | 広報のあり方の検討 | 秘書広報課・関係各課 | ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）をはじめとする新たな情報媒体の検証、他分野の広報誌との整理・統合、広告掲載等の民間活力の活用について調査・研究する。 | ○SNSを始めとする新たな情報媒体の導入について検討する。 ○民間活力の活用について、他市の動向調査を行う。 ○他分野の広報誌との整理・統合について、各市の動向調査、広報誌発行の担当課と統合に向けた検討を行う。 | ◇民間活力の活用等について他市事例等を調査・研究するとともに、引き続き協働発行方式により「暮らしの便利帳」を発行した。 ※さらなる民間活力の活用や広報誌の統合等については、引き続き他市事例等を調査・研究していく必要がある。 | — | A | 他市事例等を調査・研究し、民間活力の活用に向けた取組が進められた。引き続き効果的な広報活動に向け、調査・研究を進めること。 |
| 33 | 市作成刊行物の集約化・配布コストの削減 | 企画政策課・関係各課 | 市で作成している市民マップや医療マップ等について集約化や電子化、広告掲載収入等、民間活力の活用の推進、有償頒布等による経費削減を検討する。 | 民間活力の活用について、関係各課との調整を行う。 | ◇「暮らしの便利帳（平成29・30年版）」について、引き続き民間活力を活用した協働発行方式により改定し、経費の削減を図った。 ◆市作成刊行物の集約化については、集約化にもなう費用対効果の検証を含めて実施を検討する必要がある。 | — | B | 経費削減に向けた一定の取組は実施されているものの、集約化や電子化に向けた検討が遅れている。集約化について早期に検討を行い、経費の削減を図ること。 |
| 34 | 道路維持管理業務のあり方検討 | 道路管理課 | 道路維持管理業務のあり方を検討する。（街路樹剪定・草刈等の市民協働） | 道路維持管理業務のあり方について、先進例の調査・実施手法の検討を行う。 | ◇市民協働等の事例について情報収集を行った。自治会、商店会、学校などの地域における道路及び歩道清掃等の取組について、引き続き検討する。 | — | B | 先進事例等の情報収集に留まり、実施に向けた具体的な検討が遅れている。引き続き市民協働等による効果的な手法について検討を進めること。 |
| 35 | 【主要】市の役割の高度化への対応 | 企画政策課・関係各課 | ○地方分権改革の動向を把握し、制度改変に対応した市の取組を検討する。 ○基礎的自治体の役割拡大に対応できるように、これまでの取組を踏まえ、広域連携のさらなる推進に向けて検討する。 | ○東京都からの情報提供をもとに、移譲事務の実態を把握し、関係課と調整を行う。 ○公平委員会事務の共同処理化に向けた検討を行う | ◇第6次一括法の内容について庁内周知を図った。 ◇平成29年度からの建築基準行政事務移管に向けて、例規の整備等、必要な準備を進めた。 ◇公平委員会の共同処理化に向け関係機関との調整を行い、平成29年4月1日より東京都市町村公平委員会へ加入した。 | — | A | 引き続き地方分権改革の動向に注視し、組織体制や庁内連携体制の強化を図っていくこと。 |
| 36 | 継続的な組織再編の検討 | 企画政策課 | ○迅速な意思決定や機動性ある対応、庁内分権、関係部局間の連携強化に資する成果重視の組織体制・執行体制の構築に向けて検討する。 ○第2次総合計画の着実な推進を図るための組織体制について検討する。 ○建築基準行政事務の組織体制について検討する。 ○公共施設等マネジメントの推進体制について検討する。 ○社会保障・税番号制度導入を踏まえ、窓口の効果的な運用方法や職員配置等を検討する。 | 現行組織の課題を把握・分析するとともに、今後に向けた効果的な組織体制や職員配置等を検討する。 | ◇市民サービスの向上と業務機能の強化を図り、本市の待機児童対策を推進させるため保育課に事業推進係を新設したほか、平成29年度からの建築基準行政事務移管、空き家対策等の新たな行政需要に対応するため、建築指導課及び住宅課の設置に向けて例規の整備や所掌事務の調整等の準備を進めた。 | — | A | 引き続き地方分権改革の動向を注視するとともに、新たな行政需要に対し、適切な対応を検討していくこと。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|---------------------------|-----------------------------------|---|--|--|-------------------|------|---|
| 37 | 建築基準行政事務の移管の推進 | 建築指導準備課 | ○建築基準行政事務について、必要な調査及び検討を行う（庁内検討委員会）。 ○（仮称）建築指導課の設置に向けた準備、関連例規の整備等を行う。 ○事務移管に向けて、市職員の東京都・先進市への派遣研修等を実施する。 | 平成29年4月1日の事務移管に向けて、関係各所との調整、例規等の整備、システムの構築及び執務環境の整備を実施する。 | ◇東京都・先進市への派遣研修を行うほか、事務移管に向けて例規等の整備やシステムの構築を行い、平成29年4月より建築指導課として建築基準行政事務を開始した。 ◆安定的な業務運営に向けて建築基準適合判定資格者をはじめとする専門職の確保・育成を図る必要がある。 | — | A | 円滑に事務移管が行われた。引き続き適切な業務運営に向けて検証し、改善・見直しを図っていくこと。 |
| 38 | 市の役割の高度化に対応した情報システムの運用・支援 | 情報推進課 | ○最適化計画に基づき構築したネットワーク、端末、業務システムを適切に運用し、業務の効率化等を図る。 ○今後のシステム更新に備え、国や他自治体の動向にも留意しながら、より効率的な情報システムのあり方について検討する。 ○費用対効果に留意しながら、手続きのオンライン化を進める。 ○社会保障・税番号制度等、大規模な法改正への対応を図る。 ○自治体クラウド等、自治体間の業務システム共同化を検討する。 | ○最適化計画に基づき構築したネットワーク、端末、業務システムを適切に運用し、安定したシステム稼働を図る。 ○平成29年7月の自治体間情報連携に備え、各課業務システム等の連携テスト及び総合運用テストを実施する。 ○公共施設予約管理システムの更新に向けて、担当者会を開催し、次期システムの方向性や仕様内容について協議し、情報共有を図る。 | ◇統合情報システムについて、毎月の定例会において各種サービスの品質チェックを実施するとともに、規定に基づいたサービス品質レベル（SLA）について四半期ごとに報告を行った。引き続き事業者へのペナルティとインセンティブによる品質向上に向けた取組について検証を実施していく。 ◇連携テスト及び総合運用テストについて、国や東京都のほか機構（J-LIS）や開発業者との調整を図り、概ね予定通りに実施することができた。 ◇公共施設予約管理システムの更新について、担当者会において情報共有を図るとともに検討を行ったが、更新時期を1年延伸することとなったため、平成29年度も引き続き検討を重ねていく。 | — | A | 計画に基づく取組が進められている。マイナンバー制度については、引き続き国の事業スケジュールを注視し、適切な対応を図っていくこと。 |
| 39 | 申請書等の手続きの簡素化検討 | 総務法規課・情報推進課・関係各課 | マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用に合わせ、申請・届出手続きの負担軽減、業務の効率化のため、電子化も含め、各種申請書及び手続きの簡略化・統合化を検討する。 | 平成27年10月の番号法施行に対応した業務フローの見直しの結果を踏まえて、手続きの簡略化・統合化を検討する。 | ◇独自利用事務の拡大に向けて検討・調整、マイナンバー利用条例に利用事務を追加し、申請手続きの簡素化を図った。 ◆マイナポータルの運用開始に向け、国の動向等も注視しながら、検討・準備を進める必要がある。 | — | A | 引き続き国の動向に注視しつつ、適正な運用を図ること。ワンストップサービス等の新たな活用については他市の動向等も踏まえ、検討を進めること。 |
| 40 | 子ども相談業務の見直し | 子ども家庭支援センター（健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課） | 子ども家庭支援センター・健康課・障害福祉課・教育支援課・関係各課が連携し、切れ目のない支援の構築に向け、連携内容や組織体制、取組等を検討する。 | 「子ども相談業務あり方検討委員会」において、現状の課題分析を行うとともに、関係各課の連携強化及び情報共有の仕組みづくりについて検討する。 | ◇「子ども相談業務あり方検討委員会」において、情報共有の現状と課題の整理を行った。 ◆要保護児童等については「要保護児童対策地域協議会」において、実務者会議の充実等、連携強化が図られたが、対象とならない児童の相談内容や情報共有の本人同意が得られない場合の情報取扱い等、引き続き課題を整理し検討していく必要がある。 | — | B | 相談内容の情報共有などの課題もあるが、要保護児童等に対する連携強化が図られている。引き続き課題を整理するとともに、庁内連携体制の強化に向けて検討を進めること。 |
| 41 | 社会教育行政の運営体制等の見直し | 社会教育課（公民館） | ○運営体制の見直しを検討する。 ○地域生涯学習事業等の見直しを検討する。 | ○効果的な社会教育行政の運営に向け、社会教育委員の会議等において、公民館・図書館事業との連携について検討する。 ○地域生涯学習事業の見直し・充実に向けて公民館等との連携について研究し、公民館や図書館の専門事業実施の運営のノウハウや専門性を活用した事業実施を行う。 | ◇国・東京都の動向や他市における社会教育行政についての運営体制を調査・研究するとともに、社会教育委員の会議からの提言を踏まえ、社会教育行政のあり方について、公民館・図書館等と検討した。 | — | B | 部内での調査・検討など、一定の進捗は見られるが、運営体制の見直しに向けた具体的な検討には至っていない。社会教育委員の会議からの提言を踏まえ、引き続き社会教育行政の運営体制の見直しについて検討を進めること。 |
| 41-1 | 公民館の運営体制のあり方の検討 | 公民館 | ○施設・運営体制のあり方について検討するとともに、ひばりが丘公民館分室化の効果検証を踏まえ、柳沢公民館を中心とした公民館全体の運営効率の向上を図る。 ○公民館専門員の能力を有効活用した事業連携等、運営体制の見直しを検討する。 | 運営体制のあり方について検討し、公民館運営審議会への諮問に向けて準備する。 | ◇ひばりが丘公民館について、平成28年度より分室としての運営を開始し、市民の利用に大きな影響なく運営することができた。 ◆中央館として、分室の運営管理や課題の把握が適切に行われているか引き続き検証する必要がある。 ◇公民館運営審議会より「西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について」の答申を得ることができた。今後、本答申の理念も踏まえ、公民館としての運営体制のあり方を検討する。 | — | B | 部内での調査・検討など、一定の進捗は見られるが、公民館の施設・運営体制のあり方についての検討が遅れている。公民館運営審議会の答申を踏まえ、効果的な事業展開を図るとともに、公民館としての運営体制のあり方について検討を進めること。 |
| 42 | 公平委員会の共同処理化 | 企画政策課・公平委員会 | 現在、公平委員会を共同設置している柳泉園組合と多摩六都科学館組合との合意形成を図り、公平委員会の広域共同処理化に向けた取組を推進する。 | 公平委員会を共同設置している柳泉園組合及び多摩六都科学館組合との調整を図り、公平委員会の広域共同処理化に向けた取組を進める。 | ◇柳泉園組合、多摩六都科学館組合及び東京都市町村公平委員会の構成市首長との調整を行い、共同処理化に向けた合意形成を図った。 ◇共同処理化に向けて必要な例規の改正等の手続きを行った。 ◇平成29年3月31日付で西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会を廃止し、平成29年4月1日より東京都市町村公平委員会へ加入した。 | — | A | 円滑に調整・合意形成が図られ、計画通りに共同処理化が実現したことを評価する。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|----------------------------|----------|---|---|---|-------------------|------|---|
| 43 | 【主要】職員研修・能力開発と支援の推進による人材育成 | 職員課 | ○多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、事務事業を効率的に執行できる人材の育成に向けて、人材育成基本方針及び人材育成基本方針実施計画に基づき、全庁的な推進体制の確立と取組を推進する。 ○人材育成基本方針実施計画に基づき、OJT（職場内研修）・OFF-JT（職場外研修）の充実と自己啓発を支援するための環境整備を推進する。 | ○人材育成基本方針に基づく実施計画の推進及び翌年度の計画策定に向けた検証を行う。 ○基本方針・実施計画に基づく研修の実施及び研修内容・効果の検証を行う。 ○OJT育成管理者・育成推進員・育成指導員の研修を実施し、組織的に制度を運用していく。 | ◇平成28年度は人材育成基本方針及び実施計画に基づき、採用試験制度の見直しを図ったほか、建築主事職、法務職について任期付職員の採用を行った。また、事務事業評価結果を踏まえ職員に対する通信教育研修経費助成制度を見直し、資格取得助成を含む自己啓発経費助成制度として再構築した。 ◇計画的に研修を実施するとともに、研修振り返りシートを使用した検証や庁内の係長級職員で組織する研修推進プロジェクト委員会での意見を踏まえ、次年度の研修計画を決定した。 ◇OJT研修の推進に向けて、4月に新規採用職員、育成推進員、育成責任者の研修を実施したほか、育成指導員による中間報告会、総括会などを定期的実施、合わせて育成支援シートを作成・活用し、指導員以外の職員も新人育成に関わることで、組織的に新人育成に取り組む風土の醸成に努めた。 | — | A | 人材育成基本方針、実施計画に基づき、計画的に取組が進められている。引き続き効果的な研修実施と合わせ、組織的な人材育成を推進していくこと。 |
| 44 | 人事考課制度の効果的運用 | 職員課 | 能力、業績及び取組への達成度を加味した人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立する。 | 本格実施に向けて平成28年度全職員の評価結果を平成29年度の給与等へ反映するための制度設計を行なう。 | ◇平成28年7月に人材育成推進検討委員会を設置し、人事評価結果の昇給及び勤勉手当への反映について検討を行った。 ◇管理職については平成29年度からの評価結果反映に向けた制度構築を行い、10月に部長、課長、学校長を対象に人事評価の公平性を担保するための評価者研修を実施した。また、8月には主任、主事、技能労務職を対象に被評価者研修を実施した。 ◇引き続き評価者研修を実施するとともに、管理職への評価結果反映を踏まえ、一般職への導入を図っていく。 | — | A | 評価結果の昇給等への反映の本格実施に向けた取組が進められた。職員の意識改革や意欲向上につながる制度として、適切な制度運用を図っていくこと。 |
| 45 | 職員の能力の有効活用 | 職員課 | ○職員の能力と特性を見極め、公募制人事、再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度の検討を行う。 ○今後の委託化等の状況を踏まえ、試験のあり方を検討するとともに、技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。 | ○公募制人事に適した案件を検討し、募集を行う。 ○再任用制度について、再任用・再雇用を含めた適正な職員配置を検討し、任用に向けた手続きを行う。 ○平成28年度の任用替え試験の実施に向けて試験内容や実施方法について検討する。 | ◇公募制人事については、平成27年度より職員派遣の公募を実施し仕事への意識改革、スキル向上、組織の活性化に繋げている。平成28年度は岩手県大槌町への被災地派遣、オリンピックパラリンピック競技大会組織組織委員会事務局、東京都後期高齢者医療広域連合のほか、新たに民間企業との人事交流を追加し、多摩信用金庫への職員派遣について公募を実施、平成29年4月1日より職員を派遣する。 ◇再任用制度については、本人の希望を基にフルタイム（週5日）又は短時間勤務（週3日又は4日）で任用し、これまでの経験等を活かせる職場に配置し、平成29年度において、51人の活用を図っている。 ◆年金支給開始年齢の段階的引き上げにより、再任用希望者は年々増加している。5年後には100人程度となり、全ての職場において再任用職員の配置が見込まれるため、労務管理等の業務や再任用職員を活用した業務運営を検討していく必要がある。 ◇任用替え試験は、これまでの教養試験から任用替え後に必要な事務の適正を測る試験とし、平成28年度は2名が合格、平成29年度より一般事務として従事する。 | — | A | 民間企業との人事交流に向けた公募を実施するなど、新たな取組も行われている。引き続き職員の能力の有効活用を図るとともに、より効果的な人事制度となるよう検討すること。 |
| 46 | 職員採用試験の再構築 | 職員課 | これまでの試験制度等を見直し、市の求める職員像にふさわしい人材が採用できるよう、任期付職員の採用や民間企業等経験者の採用等、多様な採用試験の実施について検討する。 | ○応募者数の増加やより良い人材の確保、人物評価の重点化などに対応するため、一次試験を昨年に引き続き7月に早めて実施し、その効果を検証する。 ○人物評価に重点を置くため、引き続き履歴書の持参や新たなグループワークを含め、4次試験まで実施する。1次試験にテストセンター方式を導入、基礎能力と適正を測る試験に見直し、受験者数の拡大を図るとともに適性検査の結果報告書を活用した面接を実施する。 ○建築主事及び法曹の任期付職員の採用を実施する。 | ◇平成29年4月1日付採用試験の実施に当たり、第1次試験において新たにテストセンター方式を導入し、昨年に続き実施時期を7月に早めて実施した。受験者の利便性向上により、I類・II類の合計受験者数は前年比1.5倍（266人増）となり、新卒者から社会人経験者まで多様な人材の確保に繋がった。 ◇履歴書の持参提出、センター試験での基礎能力・適正検査、第2次・3次試験におけるグループワーク試験、保育士の現地試験、集団及び個別面接試験を通じて、複数回にわたり人物評価を重視した採用試験を実施した。 ◇建築基準行政事務の移管、政策法務の充実に向けて、建築主事及び弁護士等の任期付職員の採用試験を実施し採用した。 ※弁護士は、債権回収や即時的に判断の求められる困難事案に対する実践的な法務能力の向上や職員研修の実施など職員の能力育成の役割も担っている。また、建築主事は、平成29年4月より開始した建築基準行政事務に従事し、経験の浅い職員の支えとなっている。 | — | A | より良い人材の確保に向けた検討と取組が進められている。見直しの効果を検証するとともに、引き続き効果的な採用試験の実施に取り組むこと。 |
| 47 | 【主要】徴収体制の連携・強化 | 納税課・関係各課 | ○債権回収対策係による困難案件の処理、徴収部門間の連携による徴収体制の強化を図り、市債権整理を適正かつ効率的に行う。 ○所管課の債権管理担当者向け基礎研修を実施し、徴収技術の向上、徴収体制強化を図る。 ○市が有する債権の適切かつ効率的な管理を行うことを全庁的な課題として、（仮称）債権管理条例の必要性を検討する。 | ○徴収困難案件の滞納整理、徴収部門間の連携により徴収体制強化を図る。 ○債権管理担当者向け研修、債権管理者向け研修を実施し、徴収技術、徴収意識の向上を図る。 ○組織改正にともなう規則改正により、税外債権回収の範囲拡大に向けた検討・試行を行う。 ○債権管理条例制定の有無、内容、時期等について、全庁的な徴収体制のあり方に合わせ検討する。 | ◇人事異動に伴う担当者研修を実施し、債権管理における基礎的な知識を身につけるとともに、個別課題については弁護士メール相談等を活用し情報共有や知識の向上を図り、徴収技術の向上と個別案件の早期解決に努めた。 ◇税外債権回収の対象範囲拡大については、現状において新規対象案件がないことから、平成27・28年度の試行を踏まえ、現行の対象範囲内で体制強化を図ることとした。 ◇（仮称）債権管理条例については、各自自治体の取組等の情報収集を行った。今後、本市における課題を整理するとともに、検証に向けて関係各課との調整を図っていく。 | — | A | 徴収体制や庁内連携の強化に向けた取組が進められている。（仮称）債権管理条例については、関係各課との調整を図るとともに、本市における課題などを整理・検証し、有効性について検討していくこと。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|------------------------|-----------------------------|---|--|---|---|------|--|
| 47-1 | 徴収率の向上 （市税） | 納税課 | ○口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員等による徴収強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策係を活かした徴収体制を確立し、より効率的な滞納整理事務を行う。 ○各種イベントにおける納税キャンペーンを実施する。 | 口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員等を活用した徴収強化の取組を実施し、市民負担の公平性を図るとともに徴収率向上による財源確保に努める。 | ◇ページー口座振替受付サービスの本格運用開始に伴い、当初納税通知書発布後に夜間・休日の口座振替臨時窓口を開設した。これまで口座振替率の低かった軽自動車税の新規申込みが増加し、口座振替の推進が図られた。 ◇督促状のマルチペイメント化により、督促状発送後の納付率が向上し、滞納市税の早期回収が図られている。 ◇不良債権化した案件については、東京都と連携して自動車のタイヤロックや自宅の捜索などを実施し、早期処理に努めた。 | 現年分99.1% 滞納分42.3% 【目標数値】 徴収率 現年分 99.0% 滞納分 30.2% | A | 現年分、滞納分ともに目標値を上回る徴収率であり、取組の成果が出ている。引き続き徴収体制の強化に努めるとともに、効果的、効率的な滞納整理事務を実施すること。 |
| 47-2 | 徴収率の向上 （国民健康保険料） | 保険年金課 | ○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策係と連携して納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる納入の仕組みを活用した納入促進を行う。 | 口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化、債権回収対策係との連携強化、マルチペイメントネットワークの活用に加え、平成28年7月からは、新たに督促状のマルチペイメント化による納付環境の拡充を図る。 | ◇平成28年度は督促状のマルチペイメント化を実施し、利便性の向上を図るとともに、口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化、債権回収対策係との連携強化、マルチペイメントネットワークの活用等による徴収率の向上に取り組んだ。 | 現年分91.4% 滞納分39.1% 【目標数値】 徴収率 現年分 91.2% 滞納分 27.0% | A | 現年分・滞納分ともに目標値を上回る徴収率であり、取組の成果が出ている。引き続き債権回収対策係との連携を強化し、収納強化に努めること。 |
| 47-3 | 徴収率の向上 （介護保険料） | 高齢者支援課 | ○口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組を継続する。 ○債権回収対策係と連携して納入強化に向けた取組を行う。 ○マルチペイメントネットワークによる納入の仕組みを活用した納入促進を行う。 | ○事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性を図るため、債権回収対策係と連携し、納入の取組を強化する。 ○支払い能力のある滞納者や分納不履行者及び高額所得滞納者へ、電話、文書発送及び訪問等で、滞納原因や現状を的確に把握するとともに、制度への理解を求め、滞納の解消に努める。 | ◇現年分については、文書、電話による早期対応に取り組んだ。滞納繰越分については、システム連携の必要性もあるが、債権回収対策係との連携強化により徴収率の向上を図った。 | 現年分98.7% 滞納分24.2% 【目標数値】 徴収率 現年分 98.6% 滞納分 24.4% | B | 滞納分について目標値には届かなかったが、現年分、滞納分ともに前年度徴収率を上回り成果が出ている。引き続き債権回収対策係との連携を強化し、収納強化に努めること。 |
| 47-4 | 徴収率の向上 （利用者負担（保育料）） | 保育課 | ○口座振替の促進を継続するとともに、電話及び文書等による催告の強化を組織的に行う。 ○債権回収対策係と連携して納入強化に向けた取組を行う。 | 口座振替の促進、電話及び文書による催告を行い、現年分及び滞納繰越分の徴収率の向上を図るとともに、債権回収対策係との連携により納入強化等の取組を行う。 | ◇電話、文書等による催告等の他、児童手当からの充当の勧奨や債権回収対策係と連携し徴収困難な滞納者に対する取組を実施し、徴収率の向上を図った。引き続き口座振替の促進や催告の的確な時期についての検証・見直しを行うなど、徴収率の向上に向けた取組を行う。 | 現年分 99.4% 滞納分 32.8% 【目標数値】 徴収率 現年分 99.5% 滞納分 30.5% | B | 現年分について目標値には届かなかったが、前年度徴収率を上回り、成果が出ている。引き続き債権回収対策係と連携し、徴収率の向上に向けて取り組むこと。 |
| 47-5 | 徴収率の向上 （学童クラブ育成料） | 児童青少年課 | ○口座振替の利用促進に向けた取組を継続する。 ○債権回収対策係と連携して納入強化に向けた取組を行う。 | 口座振替の促進や減免制度の周知方法について検討し、現年度の徴収強化を図る。 | ◇引き続き、口座振替の利用促進や減免制度の周知徹底に努めるとともに、年間の取組スケジュールを決定し、定期的に催告強化期間や訪問徴収強化月間等を設け、徴収強化に取り組んだ。 | 現年分99.3% 滞納分34.7% 【目標数値】 徴収率 現年分 99.8% 滞納分 34.0% | B | 現年分について目標値には届かなかったが、滞納分については前年度徴収率を上回り、成果が出ている。引き続き債権回収対策係と連携し、徴収率の向上に向けて取り組むこと。 |
| 48 | 【主要】未利用市有地等の処分・有効活用 | 企画政策課・管財課・都市計画課・道路建設課・道路管理課 | ○未利用市有地の有効活用や効果的な売却等を実行的に推進する。 ○使用目的を付記した処分方法等についても調査・検討する。 ○有料駐車場の運営等、未利用市有地等を有効活用した財源確保策について検討する。 ○物品等についても効果的な売却等を検討する。 | ○インターネット公売を活用した新たな財産の売却手法について検討・試行する。 ○未利用市有地等の処分・有効活用については、適宜、調査・検討し必要に応じて売却する。 | ◇北町六丁目未利用市有地の売り払いを実施し、財源確保と維持管理経費の削減を図った。 ◇泉小学校跡地活用に関し、地域のニーズや行政需要としての活用、施設整備等の財源としての売却や貸付など総合的観点から検討し、跡地活用方針を決定した。 ◇まちづくり本部において市営住宅についての検討を行い、泉町市営住宅敷地を候補地として現地集約建替えとする方針を決定した。 ※道路事業用代替地や残地の処分に関しは関係各課と連携して売却・有効活用等について検討する。 | — | A | 未利用市有地等の処分に当たっては、今後の行政需要等も踏まえつつ、売却や有効活用等について検討すること。 |
| 49 | 公共施設駐車場使用料の適正化 | 企画政策課・管財課・関係各課 | ○公共施設駐車場使用料に関する基本的な考えを整理し、公共施設駐車場使用料の見直しを行う。 ○南町スポーツ・文化交流センターきらっと、エコプラザ西東京、その他スポーツ施設等の駐車場の有料化について検討する。 ○田無庁舎、中央図書館、田無公民館、南町スポーツ・文化交流センターきらっとの利用者駐輪場の整備、有料化等について関係課と検討、調整する。 | ○庁舎駐車場運営事業者の更新（平成30年度）に向けて、これまでの運営状況を検証のうえ、次期駐車場運営事業者の選定を行う。 ○庁舎駐車場の実績及び他自治体の状況などを踏まえ、公共施設駐車場について、今後の方針を検討する。 ○平成23年度から有料化を実施した庁舎駐車場の検証と、南町スポーツ・文化交流センターきらっとの駐車場の取り扱い及び運営について検討する。 | ◇行財政改革推進本部の検討組織として公共施設駐車場有料化等検討部会を設置し、庁舎駐車場運営事業者の更新及び公共施設駐車場についての検討を行った。 ◇庁舎駐車場については、これまでの運営状況の検証を行うとともに、市民等から寄せられた意見等を踏まえ、検討を行い、次期運営事業者の募集・選定を行った。 ◇公共施設駐車場については、施設利用に伴う駐車場の利用実態等も踏まえつつ、引き続き検討を進めることとした。 | — | A | 庁舎駐車場について、運営事業者の更新に当たり運用方法等の見直しがなされた。公共施設駐車場等について、引き続き検討を進めること。 |

| 項目番号 | 実施項目 | 所管課・関係課 | 取組概要 第4次行政財政改革大綱アクションプラン（平成28年度版）より | 平成28年度取組概要 （年度当初の予定） | 平成28年度末時点における取組の成果（◇）・今後の課題（◆） | H28実績数値 【数値内容】 | 進捗状況 | H29年度 行革本部コメント |
|------|--------------------|-----------------|---|--|---|-----------------------------|------|--|
| 50 | 法定外公共物の適正な管理・処分 | 管財課・道路管理課・下水道課 | ○法定外公共物の水路管理計画に基づき、適正な管理と処分を行う。 ○里道、水路敷占使用者への対応を図る。 | ○市での利用見込みのない法定外公共物のうち、隣接者等からの取得希望がある物件については、関係各課との調整のもと、適切な売却を行う。 ○水路管理計画に基づき、適正な管理と処分を行う。 | ◇適正な維持管理に向けて必要な整備工事等を実施した。 ※適正に維持管理するには一定の経費を要するが、買取の希望は少ない。 | — | A | 引き続き適正な管理に努め、必要に応じて処分を行うこと。 |
| 51 | 【主要】公共施設財産貸付料収入の検討 | 企画政策課・管財課・施設所管課 | ○今後の民営化の推進に伴う行政財産の使用に関して、行政財産貸付の拡充を検討する。 ○自動販売機の設置など、行政財産貸付の拡充により、新たな歳入の確保を図る。 | 行政財産貸付制度の活用による歳入の確保を図る。 | ◇自動写真撮影機の新規設置や庁舎駐車場・自動販売機・広告付案内板の事業者更新等により、市民サービスの向上を図るとともに、行政財産貸付制度を活用し、歳入の確保を図った。 | — | A | 行政財産貸付制度の活用が進められている。引き続き導入効果を検証するとともに、他市事例等も参考に、更なる展開を検討すること。 |
| 52 | 有料広告掲載の検討 | 企画政策課・関係各課 | 新たな媒体の検討も含めて、行政財産等への有料広告の導入拡大を図る。 | 行政財産等への有料広告の導入拡大に向けた検討・調整を行う。 | ◇広告選定委員会を実施し、広告掲載に伴う審議を行った。 ◇市ホームページのリニューアルに伴い、バナー広告枠を拡大し歳入の拡大を図った。 ◆新たな広告媒体について検討を継続しているものの、導入には至らなかった。 財源確保に向けて有料広告の導入拡大に向けた検討を進める必要がある。 | 0件 【目標数値】 新規媒体導入件数：1件 | B | 新たな広告媒体の導入には至らなかった。若手職員の柔軟な発想や他自治体の事例も参考としつつ、歳入の確保に向けて積極的な検討を行うこと。 |
| 53 | 寄附金制度等の検討 | 秘書広報課・関係各課 | 寄附金制度の周知を図るとともに、より効果的な実施に向けて、他自治体での寄附金の受入内容等を調査し、新たな歳入の確保を検討する。 | 新たな歳入の確保のために、西東京市に対する寄附の促進と地域産業の活性化等を目的に、ふるさと納税制度への対応として寄附者に返礼品を贈呈するほか、民間ポータルサイトの活用及びクレジット決済を導入する。 | ◇7月より返礼品の贈呈を開始した。9月にはふるさと納税ポータルサイトからの寄附金申込み及びクレジット決済を開始し、利便性の向上を図った。 ※より効果的な制度となるよう、引き続き本市の魅力向上に繋がる返礼品等について、費用対効果を含め検討していく。 | — | A | 返礼品の導入やポータルサイトへの登録など、ふるさと納税の拡大に向けた検討が進められた。引き続き効果的な手法を検証するとともに、本市の魅力発信に繋がる取組を推進すること。 |
| 54 | 公園ベンチ等の寄附制度の導入 | みどり公園課 | 東京都や他市で導入している寄附によるベンチの取換等の公募制度について検討し、市民の憩いとしての公園の維持・管理について、市民等の理解や協力などを得ながら意識啓発に努める。 | 公園ベンチ等の寄附制度について先進市の取組等を調査・研究し、要綱等を整備する。 | ◇平成29年度からの制度導入に向けて調査・検討を行った。 ◇制度導入に当たり、要領の制定やベンチの作製、設置を行う事業者との協定締結等を行った。 | — | A | 平成29年度からの制度導入に向けた取組が進められた。本制度が継続的に活用され公園の魅力向上や効率的な維持管理に繋がるよう、効果的な周知を図っていくこと。 |